

# 一関地区広域行政組合議会会議録

平成30年10月12日招集  
第37回 定例会

一関地区広域行政組合議会



# 目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（岡田もとみ君・菅原巧君）	9
会期の決定	9
一般質問	9
☆ 金 野 盛 志 君	9
1 千厩斎苑の環境整備について	
冷房対策は	
2 大東清掃センターについて	
新焼却施設の完成までに相当の年数がかかるが大規模改修の必要はないか	
☆ 那 須 茂一郎 君	12
1 ごみの分別の促進について	
ごみの分別を促進して、減量を図るべきではないか	
2 新焼却施設、新最終処分場について	
新焼却施設、新最終処分場建設予定地には、住民合意を考えているか	
3 障害者控除対象者認定書の資料の保存期間について	
障害者控除対象者認定書の資料の保存は期限後申告の可能期間まで保存すべきではないか	
☆ 藤 野 秋 男 君	23
1 新焼却施設の基本的な考えについて	
(1) 「一般廃棄物処理基本計画」の見直しに向けた取り組みの状況について伺う	
(2) 建設計画の見直しによって、時期・規模・機能等の再検討が必要となったことからこれらについて伺う	
(3) 狐禅寺地区への建設計画の見直しの教訓をどのように総括したのか伺う	
2 千厩斎苑の施設整備について	
(1) 平成26年から31年を指定期間として管理運営を民間委託している。その間の補修や整備の範囲はどのような区分での対応となっているか伺う	
(2) 施設利用者への利便性に支障があってはならないことから施設等の状況を定期的に把握しているのか伺う	
☆ 千 田 良 一 君	30
1 原発事故由来の指定廃棄物について	
(1) 舞川の最終処分場に一時保管されている指定廃棄物の現状	
(2) 今後の見通し	
☆ 岡 田 もとみ 君	34
1 包括的支援事業の委託業務について	
(1) 包括的支援事業業務委託の実施状況は	
(2) 包括的支援事業の委託の今後の方向性は	

## 2 第7期介護保険事業の取り組みについて

- (1) 現在の介護施設の経営状況と介護人材不足状況は
- (2) 認知症高齢者対策の支援強化は
- (3) 今後課題としている医療と介護の連携の充実は

報告第1号	平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について…	44
認定第1号	平成29年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について……………	44
認定第2号	平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……	44
議案第11号	平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について…	57
議案第12号	平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）……………	57
議案第13号	平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	57
議案第14号	和解について……………	62

## 第37回定例会日程表

平成30年10月12日

日次	月日	曜日	開議時間	会 議 別	議 事
1	10月12日	金	午前10時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 一般質問 議案審議

## 審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 1号	平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について		議決不要
認定第 1号	平成29年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	10月12日	認 定
認定第 2号	平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	10月12日	認 定
議案第 11号	平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について	10月12日	承 認
議案第 12号	平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）	10月12日	原案可決
議案第 13号	平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	10月12日	原案可決
議案第 14号	和解について	10月12日	原案可決

## 受理した議案

- 報告第1号 平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について
- 認定第1号 平成29年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第11号 平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 議案第12号 平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第13号 平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第14号 和解について

## 議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		一般質問
日程第 4	報告第 1号	平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について
日程第 5	認定第 1号	平成29年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 2号	平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第 11号	平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
日程第 8	議案第 12号	平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第 13号	平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 10	議案第 14号	和解について

# 一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成30年10月12日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会  
告示年月日 平成30年9月26日  
告示番号 第42号  
招集日時 平成30年10月12日  
会議の場所 一関市議会議場

## 出席議員（18名）

1番	真 箆 光 幸 君	2番	岩 渕 典 仁 君	3番	岡 田 もとみ 君
4番	勝 浦 伸 行 君	5番	岩 渕 優 君	6番	藤 野 秋 男 君
7番	佐 藤 浩 君	8番	永 澤 由 利 君	9番	千 田 良 一 君
10番	小 山 雄 幸 君	11番	那 須 茂 一 郎 君	12番	金 野 盛 志 君
13番	岩 渕 善 朗 君	14番	菅 原 巧 君	15番	橋 本 周 一 君
16番	佐 藤 雅 子 君	17番	升 沢 博 子 君	18番	小 野 寺 道 雄 君

## 欠席議員（0名）

## 職務のため出席した職員

議会事務局長	菅 原 広 文	議会事務局次長	佐 藤 正 昭
議会事務局調査係長	千 葉 麻 弥		

## 説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	佐 藤 善 仁 君	副管理者	高 橋 邦 夫 君
広域行政組合事務局長	尾 形 秀 治 君	介護保険担当参事	鈴 木 淳 君
環境衛生担当参事	黒 川 俊 之 君	広域行政組合事務局次長 兼 総 務 管 理 課 長	村 上 秀 昭 君
広域行政組合事務局次長 兼 大 東 清 掃 セ ン タ ー 所 長 兼 川 崎 清 掃 セ ン タ ー 所 長	橋 本 雅 郎 君	一関清掃センター所長	熊 谷 嘉 啓 君
介護保険課長	山 形 雅 彦 君	介護福祉副主幹	穂 積 千 恵 子 君
環境衛生主幹	千 葉 多 嘉 男 君	会計管理者	武 田 敏 君
監査委員	小 川 四 郎 君	監査委員事務局	三 浦 洋 君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

## 第37回広域行政組合議会定例会

平成30年10月12日

午前10時00分 開 会

### 会議の議事

**議 長（小野寺道雄君）** ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、平成30年9月26日一関地区広域行政組合告示第42号をもって招集の、第37回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の御報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案7件です。

次に、金野盛志君ほか4名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、岩渕優君ほか1名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、小川監査委員ほか1名から提出の監査報告書8件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

**議 長（小野寺道雄君）** 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

**議 長（小野寺道雄君）** 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

**議 長（小野寺道雄君）** 管理者から、議案等の正誤について通知がありましたので、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

**議 長（小野寺道雄君）** 次に、人事紹介について、管理者から申し出がありますので、この際、これを許します。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** この機会に、副管理者を紹介申し上げます。

副管理者の高橋邦夫一関市副市長を紹介いたします。

（副管理者、挨拶）

次に、本会議出席職員を紹介いたします。

初めに、事務局次長兼総務管理課長の村上秀昭です。

（事務局次長兼総務管理課長、挨拶）

次に、事務局次長兼大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長、橋本雅郎です。

（事務局次長兼大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長、挨拶）

一関清掃センター所長、熊谷嘉啓です。

（一関清掃センター所長、挨拶）

環境衛生主幹、千葉多嘉男です。

（環境衛生主幹、挨拶）

以上で職員の紹介を終わります。

**議 長（小野寺道雄君）** 小川代表監査委員。

**監査委員（小川四郎君）** 私は、代表監査委員の小川四郎と申します。

どうぞよろしく願います。

**議 長（小野寺道雄君）** 次に、議会事務局の職員を紹介します。

事務局次長の佐藤正昭であります。

(事務局次長、挨拶)

庶務係長の菊川秀樹であります。

(庶務係長、挨拶)

主査の小野寺早苗であります。

(主査、挨拶)

**議長(小野寺道雄君)** 以上で人事紹介を終わります。

**議長(小野寺道雄君)** これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

**議長(小野寺道雄君)** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

3 番 岡 田 もとみ 君

14 番 菅 原 巧 君

を指名します。

**議長(小野寺道雄君)** 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(小野寺道雄君)** 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

**議長(小野寺道雄君)** 日程第3、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭をお願いいたします。

一問一答方式を選択した場合は一問ずつの質問とし、回数の制限は設けませんが、質問にあつては答弁時間を考慮され質問されるようお願いいたします。また、答弁に当たりましては、答弁漏れのないように、あわせてお願いいたします。

金野盛志君の質問を許します。

金野盛志君の質問は、一問一答方式です。

金野盛志君の通告時間は20分です。

12番、金野盛志君。

**12 番(金野盛志君)** 通告に従いまして、2点について質問をいたします。

1点目は、千厩斎苑の環境整備について伺います。

御承知のように、今年の夏は記録的な猛暑でした。

私も千厩斎苑を訪れる機会が数多くありまして、その際、空調の故障のためか、室内が高温多湿の状況にあつて、利用者の方々が本当に大変な状況であると、そういう声が寄せられておりました。

管理者と伺いますか、そちらでも可能な手だてとして仮設、いわゆるリースの冷却機械を設置してそれで対応に当たっておりましたが、建物の構造上、まさに焼け石に水というような状況ではなかったかなというように思っております。

斎苑は、いやが応にも高齢化の進展とともに、望まなくても利用する方々が多くいらっしゃる

ます。早期に全面的な対策が必要と考えますが、その対応についてお伺いをいたします。

2点目は、大東清掃センター関係について伺います。

御承知のように、新たな焼却施設の整備や、現在、第三者委員会を立ち上げ、諮問をされております。さまざまな段階を経て、その稼働するまでは相当な年数、10年程度の期間が必要と考えますが、この間、今の施設については、やはり万全な対策を講じて、長寿命化を講じる必要があると考えます。

大東清掃センターは、現在の汚染牧草の焼却の説明の際に、新たな施設が稼働した場合はそれは廃止するということを管理者が述べられております。この計画が大幅に遅れることになったことから、しかるべきときに、例えば公害防止対策協議会、あるいは稼働状況説明会、そういう中において現在の方針、当初と異なってきた計画、そうしたものについて、そういう場で説明をする必要があると考えますが、お伺いをいたします。

加えて、今の施設を安全に稼働するために、相当な年数を経ておりますので、大規模な補修、そういうものが必要と考えますが、その対応についてもお伺いをいたします。

よろしくお願いたします。

**議長（小野寺道雄君）** 金野盛志君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 金野盛志議員の質問にお答えいたします。

千厩斎苑の空調設備に関しましては、事務局長から答弁させますので、私からは、大東清掃センターについてお答えいたします。

焼却施設やし尿処理施設など、当組合が運営する施設については、施設の利用や運営に支障を来すことがないように、施設整備と同時に整備計画を作成いたしまして、この整備計画に基づき補修工事などを毎年、実施しているところでございます。

この整備計画は、施設整備の維持管理に当たり、あらかじめ装置や部品の耐用年数に応じて交換、あるいは補修をする時期を定めている年次計画のことでございまして、施設整備の定期点検や毎年実施する定期補修の結果を反映させて、ローリングにより見直しをしているものであります。

大東清掃センターの主要な設備や機器等の状況につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の規定に基づいて、平成29年度に実施をした精密機能検査の結果によりますと、法に定める維持管理基準への適合状況については特に問題はなく、一部の設備については補修等の対応が必要とされたものの、現状では廃棄物の処理に支障を来すような機器の損傷は認められないという結果でありました。

また、この精密機能検査とは別に、プラントメーカー及び施設の運転管理を委託している事業者と大東清掃センターの職員とで定期的に保守点検を実施いたしまして、必要に応じて修繕を行いながら機器の性能の維持を図っているところであり、一般廃棄物の処理に支障を来すことがないよう努めているところであります。

大東清掃センターの設備については、今後においても精密機能検査のほか、専門業者を交えて定期的に保守点検と整備計画による適切な補修工事を行い、安全安心な施設の運転管理を進めてまいりたいと思います。

次に、このたびの新たな一般廃棄物処理施設の建設についての方針変更に伴う大東清掃センター公害防止対策協議会への対応についてであります。新施設については、専門家による整備候

補地選定委員会において整備候補地の選定を進めているところでございまして、来年の10月を目標に3カ所から5カ所程度に絞り込むこととしており、最終的に1カ所に絞り込みを行ってまいります。全体スケジュールとしては、整備候補地が決定してから6年間で環境影響評価、施設整備基本計画の策定、基本設計、建設工事などを実施いたしまして、7年目から稼働開始となる見込みであります。このことから、平成32年度中に整備候補地を決定いたしまして、平成39年度からの稼働開始を目指したいと考えているところであります。

新施設が稼働すれば、大東清掃センターの焼却施設は廃止することになりますが、大東清掃センター公害防止対策協議会に対しては、これらの状況について説明をし、新施設が稼働するまでの間は現施設において廃棄物処理を行うことについてご理解をいただき、運転をしてまいりたいと考えております。そのための説明には最大限の努力を払ってまいりたいと思います。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 私からは、千厩斎苑の空調設備の不具合への対応についてお答えをいたします。

千厩斎苑は平成29年2月ごろから、空調設備の能力低下が見られるようになったことから、ブルーヒーターを告別ホールに2台、待合ホールに1台設置したほか、和室待合室の各部屋にエアコンを設置して対応したところです。本年5月には空調設備の能力がさらに低下をしたところですが、施設の性質上、斎苑を閉鎖して改修することができないことから、空調設備の運転を停止し、その代替えとして気化式冷風機2台を待合ホールに設置して対応したところです。

その後、7月に入り、利用者から「告別ホールの空調が効いておらず暑くて不快」との苦情が寄せられたことから、さらに気化式冷風機2台を告別ホールに設置し、夏期の暑さに備えたところでもあります。しかしながら、本年は連日の記録的な猛暑となり、設置した気化式冷風機の能力では対応しきれない状況が続いたことから、冷房機器の追加を手配いたしました。全国的な猛暑と西日本豪雨災害の影響で機器が不足しているとのことですぐに設置できませんでした。

そのため、最短期間で手配できるスポットエアコン2台を8月下旬に告別ホールに設置する対応をとったところでございます。

当組合としては、ただいま申し上げましたように、できる限りの対策を講じてまいりましたが、千厩斎苑を利用されました皆様には、行き届かない部分があり、迷惑をおかけいたしました。

**議長（小野寺道雄君）** 12番、金野盛志君。

**12番（金野盛志君）** 最初に千厩斎苑についてお聞きしますけれども、その状況は先ほど申しましたように、最大限とれる措置はやったということはわかっていますけれども、今後、来年の夏に向かってどういう対応をとるのか、私は全面的な配管の工事が必要ではないかと思うのですが、それについてはどう考えますか。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 空調設備の改修につきましては、来年度の当初予算に計上いたしまして、夏前には工事を完成させたいと考えており、工事のために斎苑を長期にわたって休止することができないことから、待合ホール、告別ホールなど施設内の部屋ごとに業務用の大型エアコンを設置しながら改修する方向で検討しているところでございます。

**議長（小野寺道雄君）** 12番、金野盛志君。

**12番（金野盛志君）** 今、当初予算という話がありましたけれども、夏というのは今年を見てもわかるとおり、今までに比べて相当前に暑くなってまいります。私は、不測の事態というか、そう

いうことも踏まえると、当初予算ではなくて、ある程度補正でそういう対応をしておいたほうがいいのではないかと思うのですけれども、その点についてお伺いをいたします。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 空調設備の改修につきましては、今夏の猛暑ということもございまして、対応が遅れたということで大変申しわけなく思っておりますけれども、今後につきましては天候のほうもやや落ち着いてまいるとということもございしますので、現段階では当初予算の中で対応してまいりたいと、そのように考えてございます。

**議長（小野寺道雄君）** 12番、金野盛志君。

**12番（金野盛志君）** 私は、あそこの空調をリニューアルするためには、今ある配管を、それを手だてするというのは難しいと思うのです。もう新たに、露出しているもいいから、露出配管でやるべきだと、そうでないと手だてがないと思うのです。そのために、夏に間に合わなかったということにならないように、補正で対応するように、その点についてももう一度お聞きしたいと思っております。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 空調設備の改修に当たりましては、再度、工期を精査いたしまして対応してまいりたいと、そのように考えてございます。

**議長（小野寺道雄君）** 12番、金野盛志君。

**12番（金野盛志君）** よろしくお願ひします。

それでは、大東清掃センター関係については、先ほど管理者から答弁があったように、やはり公害防止対策協議会という組織があって、あるいは稼働状況説明会、そういう場所においてしっかりした対応をしていかないと、一連の経緯というのはなかなか全部理解していただいているわけではないと思っておりますので、しっかりそういう対応が必要だと思っております。

それを行う公害防止対策協議会のスケジュール、あるいは稼働状況説明会のスケジュールというのは、どういうふうにご検討しておりますか。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 公害防止対策協議会の日程等につきましては、12月を予定としてございます。稼働状況説明会等につきましては、その対策協議会の中で協議をして決定をしていきたいと、そのように思っております。

**議長（小野寺道雄君）** 12番、金野盛志君。

**12番（金野盛志君）** それから、先ほど管理者から答弁があったように、精密機能の調査ということも聞きましたし、やはり一番は答弁にあったように、実際に管理しているプラントメーカーとか、そういうところの判断というのがこういう機器類の場合は重要だと思っておりますので、その辺について、先ほども答弁にありましたので、しっかり精密機能検査、あるいはプラントメーカーとの協議を行って安全安心に焼却が続けられることをお願いしておきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

**議長（小野寺道雄君）** 金野盛志君の質問を終わります。

次に、那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の質問は、一問一答方式です。

那須茂一郎君の通告時間は60分です。

11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 那須茂一郎です。

通告に従って質問してまいります。

ごみ問題を中心に質問したいと思います。

まず、分別の促進であります。

混ぜればごみ、分ければ資源ということがあるように、この原則に基づいた作業が一番大切だと思うのです。もちろん、全世帯で協力していただくのが理想ですが、そういう精神で官民挙げて取り組むということが必要ではないでしょうか。

まず一関市が計画しているごみの減量目標は5年間で10%ですが、不十分であり、分別をさらに進めればもっと減量化ができると考えますが、いかがでしょうか。

燃えるごみの53%が紙と古着であり、古着についてはフェルトの原料として資源化が図られています。紙についても市内に古紙再生を行っている企業があることから、分別を促進し、資源化を図るべきであると考えますが、いかがでしょうか。

プラスチックについても、分別を強化し、燃やすのではなく油化による処理を進めるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、可燃ごみのおよそ30%から40%を占めると言われる生ごみの処理について、バイオトイレ方式を集落単位で設置すれば、住民が直接持ち込まなくても投入することが可能であり、焼却によらない生ごみの処理が促進されると考えますが、いかがでしょうか。

次に、新焼却施設、新最終処分場についてお尋ねします。

新焼却施設及び新最終処分場の建設予定地は、それぞれ選定委員会で選定を進め、来年10月に3から5カ所程度選ぶとのことですが、建設候補地の住民合意はどのように考えているでしょうか。

次に、障害者控除対象者認定書についてお尋ねします。

これは、介護保険を受け、要介護となっている方の多くが対象で、この認定書があれば障害者手帳がなくても税金の申告時に障害者控除を受けられるというものです。普通、税金の申告には、翌年の3月15日までですが、過去5年間、期限後申告、更正の請求ができるわけです。住民税はそれから3カ月後の6月末まで期限後申告、更正の請求ができるわけですが、そのとき、必要な人の障害者控除対象者認定書がその年の3月末日までで、それ以後は発行しないというのは非常に不便であり不利益ではないか、発行できない理由は、行政組合で保管している資料が3月末で廃棄したからというわけではありませんか。これは税の申告と連動するものであり、税の申告関係の有効期限まで発行できるように資料の保管をすべきだと考えますが、そのように考えませんか、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

よろしくお願いたします。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

まず、廃棄物の減量化についてでございますが、一般廃棄物の排出抑制のための方策を講じることについては、当組合を構成する一関市及び平泉町の事務となっているところでございまして、質問のございました一関市における廃棄物の減量化の取り組みについては、平成29年度から平成33年度までの5カ年で人口1人1日当たりの廃棄物、この排出量を10%削減する、リサイクル率

を1.5ポイント増加させる、そのような目標を定めているところでございます。

これまでの取り組みとしては、有価物の集団回収、あるいは生ごみ減量機器購入への補助、それから使用済み小型家電や古着の回収、可燃物として排出されやすい雑紙を紙資源として排出する際の出し方の変更、これらにより利便性の向上を図ったことなどに加えまして、平成29年度からは家庭や飲食店からの食品ロス対策である30・10運動の推進に取り組み、さらには小中学校の文化祭における使用済み小型家電回収への協力の依頼、そして、一関地域での古着回収日を1日ふやす、このようなことが予定されているところであります。

一般廃棄物の排出抑制は、構成市町の担当事務ではありますが、組合としても一般廃棄物の減量化は極めて重要と認識しておりまして、対応が可能なものについては積極的に協力をしてまいりたいと考えております。

プラスチック類の資源化については、当組合では収集したプラスチック製の容器包装及びペットボトル、これらは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進などに関する法律という法律、いわゆる容器包装リサイクル法と呼びますが、この規定によりまして、公益社団法人日本容器包装リサイクル協会に売却しております。そのほか、リサイクルが可能なプラスチック類についても民間業者に売却をして、可能な限り資源化を図ることで焼却量の減量化に努めているところでございます。

このような分別の推進、あるいは排出量の削減、さらにはリサイクルに関しては、私自身、毎週のFMラジオの番組の中で市民の方々に呼びかけているところでございまして、今後、この運動を市民運動としての取り組みにつなげていきたいというふうに考えております。

プラスチック類の油化についての質問もございました。油化の対象物以外を除去する必要が出てまいります。加熱するための新たなエネルギーが必要となります。それから設備の新設が必要となります。そのような課題がございます。したがって、普及の状況や低コスト化などの技術開発の状況について研究をしていく必要があると考えているところであります。

それから、バイオトイレの活用についての質問もございました。バイオトイレの活用などによる生ごみの排出抑制に向けた取り組みにつきましても、当組合を構成する一関市及び平泉町の事務でございまして、組合としては分別のさらなる徹底と資源化に取り組みながら、構成市町の取り組みに合わせて対応を行っていくべきものと考えております。

次に、新たなエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場についてでございますが、整備候補地については、現在、施設ごとに専門家による整備候補地選定委員会を設置いたしまして、選定に向けた検討を進めているところでございます。

組合といたしましては、それにあわせて、市民、町民の皆様からも適地の情報提供をいただきながら、選定委員会でさらに検討を進めていただき、来年の10月ごろまでには整備候補地を3カ所から5カ所程度に絞り込んでまいりたいと考えております。

選定委員会での協議の経過などについては、構成市町の広報や当組合のホームページにより、市民、町民の皆様にご覧いただける限り情報を公開しながら、整備候補地の選定を進めることにより新たなエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場に対する御理解をいただくよう努めてまいりたいと思っております。

また、選定委員会において3カ所から5カ所程度に整備候補地を絞り込んだあとは、整備候補地の住民の皆様にご説明を行い、最終的に1カ所に絞り込むための検討を行ってまいりたいと思っております。

整備候補地となった地域に対しましては、その選定理由を含め、具体的な施設整備の提案を行う中で、地域の皆様との合意形成を図ってまいりたいと考えております。

なお、介護認定事務に係る文書の保存年限等については、事務局長に答弁させます。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 私からは、介護認定事務に係る文書の保存年限についてお答えをいたします。

介護認定に係る文書は、一関地区広域行政組合文書取扱規程に基づき、許可、認可、承認、取り消し等の行政処分に関する文書として保存年限を5年としているところであり、保存年限は、文書の完結の日の属する会計年度の翌年度の初日から起算するものとしており、保存年限を経過した文書は所定の手続きを経て廃棄しているところでございます。

介護認定に使用した文書は、所得税等の申告に用いることを目的として作成したものではないことから、規定に基づき5年を経過した翌年度に廃棄することとなるものでございます。

**議長（小野寺道雄君）** 11番、那須茂一郎君。

**11番（那須茂一郎君）** 再質問する前に、管理者が一番最初に、平成29年から平成33年まで可燃ごみを50%減らすと聞こえたのですけれども、10%の間違いだったのではないのでしょうか、私の聞き違いだったのでしょうか。そこを確認、お願いします。

**議長（小野寺道雄君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 10%と答えたはずでございます。

**議長（小野寺道雄君）** 11番、那須茂一郎君。

**11番（那須茂一郎君）** 私の聞き違いで50%と聞こえたので、当初の答弁より違うなと思ってお聞きしました。私の聞き違いであれば失礼しました。たしか、2%ずつ5年間で10%という話は聞いておりました。

それでは、質問します。

最後の介護保険の関係の障害者控除対象者認定書からお尋ねしますが、障害者控除対象者認定書については税金の申告のみに私は使う書類だと思うのですね。税金の申告期間がまだまだ続いているのに、それが途中で発行できないということは非常に不便だと考えます。それで、あと何カ月かですので、きちんとその資料を保管して、担当課のほうにその資料を明示すべきだと思うのですけれども、それはどうなのでしょう。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** お答えをいたします。

そもそも、介護認定の認定資料につきましては、繰り返しになりますが、修正申告の期限を想定して保存しているものではなく、障害者控除対象者認定資料の提供につきましては、構成市町の求めに応じて保存可能な範囲内で対応してまいりたいと、そのように考えてございます。

**議長（小野寺道雄君）** 11番、那須茂一郎君。

**11番（那須茂一郎君）** それは違うのではないですか。介護認定のこの障害者控除の認定に係るものは後からできた制度なのです。それで、多くの人たちが知らなくて、なかなか利用されていないということは御存じだと思うのです。しかし、その利用する分は適及して活用できると、こういう制度がありますよね。それであれば、住民税の部分から含めてその申告可能期間まで私は必要と考えますけれども、どうでしょうか。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 当該年度以外の証明につきましては、サービスの範囲内で介護保険の認定資料によって証明内容が確認できた場合のみ発行しており、確認書類の保存期限が経過したものについては発行しておらず、対案も今のところないと、このように一関市及び平泉町から考え方において聞いているところでございます。

**議長（小野寺道雄君）** 11番、那須茂一郎君。

**11番（那須茂一郎君）** それはおかしいのではないですか。

それでは、例えば保存期間の5年間、今、事務局長が言っているように、その期間に発行されたものに対しては、もし控除対象にしてないときは適応になるのですか、ならないのですか。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** その件については、当組合としては承知しておらないところでございます。

**議長（小野寺道雄君）** 11番、那須茂一郎君。

**11番（那須茂一郎君）** そういう税法の論争をしようと思っと思っています。なかなか担当者でないと無理なところもありますので、それはいいのですけれども、それはきちんと所得税も申告書が遡ってそこまではできるのです。住民税はそれから3カ月後ということは御存じですか。

**議長（小野寺道雄君）** 佐藤副管理者。

**副管理者（佐藤善仁君）** 税法の詳細については承知はしてございませんし、この場でどこまでお答えをすべきことかも存じておりません。ただし、当組合として介護認定に必要な書類、それを当組合の文書取扱規程において保存年限を定めているということでございまして、構成市町において、あるいは税サイドにおいてどのような使われ方をするかというのは、税法の定めに従ってそれぞれの構成市町から他の方法としてそういったものが必要だということであれば、当組合の文書管理の規程を見直すということはありませんけれども、あくまでも第二義的な目的から文書管理をしているところでございます。

**議長（小野寺道雄君）** 11番、那須茂一郎君。

**11番（那須茂一郎君）** これは税金の申告のみに使う文書なのです。それ以外に使うということは私は承知していません。あれば紹介していただきたいのですけれども。ですから、税金の申告が必要な部分で発行されて、介護保険ができた平成12年からこの制度をやろうということで、各自治体でそれなりに文書をつくって認定書を発行されてきているわけです。ですから、税金の申告に伴うものが途中でなくなるということは私はないと思うのです。そして、そのバックアップとなる資料が行政組合で持っている資料なのです。これをこの申告と関係なく廃棄するということは私はおかしいと思うのです。そういうことをやはりきちんと改めるべきだと思うのです。わずか何カ月かの保存期間で、それが例えば3月なり、それから4月以降は使わないと思っっているかもしれませんが、住民税は特殊な形で、また所得税の申告期限が終わっても3カ月続くのです。これは承知していますよね。ですから、その期間必要な書類ということですので、その資料はきちんと保管してほしいと願っっていますけれども、その点は、ただ保管だけして、それから担当課のほうから紹介されたときに出せばいいだけです。わずか何カ月間、廃棄しないで持っただけであればいいです。そして、それ以降については税金の申告は関係なくなりますので、それについては問題ないと思うのですけれども、そういうふうな考えを改めるつもりはありませんか。もう一度お願いします。

**議長（小野寺道雄君）** 佐藤副管理者。

**副管理者（佐藤善仁君）** 先ほども申し上げましたけれども、当組合といたしましては、あくまでも

介護認定審査という本来の目的のために、本来の目的に沿った必要な範囲で使われる、そういった期間の保管をしております。ただし、先ほどさらにお話のような、税サイドにおける障害者控除でしょうか、一般の障害者、あるいは特別障害者、そういった障害者控除を認定する際のものとしては、税法等におきましてはさまざまなものが具体的に列挙されてございます。そのほかの項目として、その他市町村長が認めるものということの中に恐らく今、議員がお話のようなものがあるのだと、そういった認識をしてございますが、いわゆる市町サイドにおいて、あるいは福祉サイド、税サイドにおいて、そういったものがあれば便利だというふうなお話があって、そういった要請があればこれは検討したいと考えてございますけれども、当組合として、ただいま議員からお話があったような、税の控除のためにそれを保存することはいかがなものかと考えてございました。他の団体におきまして、当組合と同様の保存年限としてございますので、あくまでも構成市町においての現場としての声があれば検討すると、そういったことでございます。

**議長（小野寺道雄君）** 11番、那須茂一郎君。

**11 番（那須茂一郎君）** これは特殊な制度であって、ぜひ行政組合で保管を、廃棄するのはもう少し待っていただきたいと、そうすれば、例えば知らない人も住民税の部分でその制度を活用できるのだらうと思いますね。ですから、住民のために、ぜひ行政組合のほうでは動いていただきたい、検討していただきたいと思います。

次の質問します。

新焼却施設、それから最終処分場についての部分をお尋ねしたいと思います。

中間報告をするという話をされましたけれども、中間報告というのは、最終的には10月には3カ所から5カ所というお話をいただきましたけれども、その前に何カ所程度、ランダムにいっぱい、例えば何十カ所とか選ぶかと思うのですけれども、その中で会議録とかインターネットとか何かで公表するという話ですけれども、そのとき、どこら辺まで住所地を言うのか、例えば大東町とだけ言うのか、大東町の摺沢とだけ言うのか、その住所で、番地までではなくても一応候補に上がっている部分はどこら辺までそれぞれ示されるのかということをお願いします。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** ただいまの御質問の内容につきましては、選定委員会を開催する都度、その委員会の中において決定をする事項ということでございます。公表につきましては、ただいまもホームページ、それから9月1日号の広報で第1次選定の進捗状況等の図面についても公表させていただいているところでございます。

それから、具体的な場所が判明可能な状態というようなものにつきましては、例えば真滝とか渋民等の地区が判別できる状態を言いまして、一関、大東等の地域名が判別するものについては、公表、公開の対象には当てはまらないということでございます。

**議長（小野寺道雄君）** 11番、那須茂一郎君。

**11 番（那須茂一郎君）** 地区が判別できるというのは、例えば旧町村単位の地区までということですか、それとも、もう少しどうだと、そこら辺のところ、ちょっと答弁の意味がわからなかったもので、もう少しお願いします。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** もう一度説明申し上げます。

例えば、一関とか大東等の地域名については公表が可能と、それ以外の地区という細かい部分

については公表をしていないと、そのような考え方でございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） 一問一答ですから単純に質問します。

何回ぐらい中間報告するのですか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 住民の皆様への公表につきましては、その委員会の都度、ホームページ等によりお知らせをしまっている、そのような考えでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） 何回ぐらいになるのですか。例えば、今、これから検討に入っていると思うのですけれども、月に1回ぐらいずつやると思うのですけれども、候補地を選んだとき、その都度やるのか、中間発表というのがあると思うのですけれども、それを何回ぐらいですか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備候補地の選定委員会につきましては、合計7回の委員会を予定してございます。その都度、公表してまいるということでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） その都度ということは、7回あるうち毎回絞っていく考え方ですか、それとも改めて別なときにやるのでしょうか。例えば、数十カ所を選んで、それが次には30回とか10回とかというふうにやっていくのでしょうか。そこら辺のシステムについて、もう少し教えてください。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 候補地の選定につきましては、3段階で進めてまいるという内容でございます。それで、第1次の選定結果の決定につきましては第4回目の委員会で、それから第2次選定結果の決定につきましては第5回目の委員会でございまして、10カ所から20カ所程度に絞り込むということでございます。第6回目は第3次選定の条件協議を行いまして、第7回目の委員会において第3次選定結果の決定ということで、3カ所から5カ所程度に絞り込みを行うという予定にしてございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） その都度、例えば場所の決定について、例えば地区の、わかりやすいように言えば、大東町だけですか、その下の地区まで言うのでしょうか。そのところ、ちょっと意味がわからなかったのですけれども、洪民という話も例えばの話で出てきたのですけれども、そこら辺のところ、どこまでその下の段階をやるのでしょうか。それは3次選定のときですか、それとも2次選定のときから始まるのですか、それとも最終的にでしょうか。そこら辺、お願いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 大変申しわけございません。ちょっと質問等の内容について、もう一度確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） それでは少しシンプルに言います。何次選定で例えば住所をどこら辺まで出せるのかということです。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） お答えをいたします。

ただいま御質問のありましたエリア、地域名ということになりますけれども、いずれ、候補地の選定委員会の中で、今回についてはこのところまで公表をするということで決定をして、その都度、協議をして決定していただいたものについて公表をするという流れでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） なかなか話せる分と話せない部分があるようで、私のほうでも聞くことに対してどこまで聞けばいいのかというのが難しいとお聞きしておりますが、まず、あとの分からお聞きすれば、3カ所から5カ所まで来年の10月ごろ発表されると、こういうときはきちんと字名まで、何々字どこという部分を入れるのですね。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 第3次選定の結果で3カ所から5カ所程度を選定するというところでございますので、ある程度詳しい内容についても公表ができるものということでございますが、ただ、字名がどうのということにつきましては、その辺は選定委員会の中で協議をして決めたいというふうに思っております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） それでは、その前の段階では地区、例えば旧市町村単位でどこどこ地区何カ所、どこどこ地区何カ所というふうな形の報告ですね。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） いずれ、候補地の選定につきましては、大きくエリアとして捉えてございますので、このエリアの絞り込みを順次行っていくというふうな考え方でございます。ですから、その字名云々ということで公表ということになりますけれども、最終的な判断は、何度も申し上げますが、選定委員会の中で協議をして決定していくということでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） この問題に関しては、非常に住民が関心を寄せているというお話を聞いています。と言いますのは、どこどこに当たるかと、宝くじであれば可能性があるなというふうに喜ぶかもしれませんけれども、そうでない部分もあると聞いておりますので、それを急遽、第3次選定のときの来年の10月になって、うちのほうに来てしまったというふうな状況とか、それから来ればよかったなと思うのかわかりませんが、これは事前にきちんと地区名、番地はともかくとして、それに近い部分をお話ししておかないと、またもめる人たちが出てきたときに私は困るのではないかとと思うのです。

これは普通の建物と違って、やはり環境に大きく左右するものですから、その地区だけで関与していない分がいっぱい出てきます。ですから、これは非常に住民の関心が高いのではないかと思います。狐禅寺のように覚書こそないけれども、やはり焼却施設については問題点はなくはありませんので、これは大きな問題ではないかと考えますので、この問題については十分に検討して、やはりきちんとその都度、何々地区にどうだという程度は話しておかないと大変だと思うので、その点は私からお願いしておきたいと思っております。

次に、ごみの減量についてです。5年間で10%削減と言いますけれども、住民が出すごみも人口が減るとともにごみが減っていく、一関市は年間約1,500人という話はちょっと耳にしたことがあります。平泉町はどうかわかりませんが、1,500人というのは約1%減る、それに伴

ってごみも1%、それ以上減っていくのではないかなと思うのですね。そうしますと、2%というのは、自然減少に少しプラスしたぐらいだと考えますけれども、どうでしょうか。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** いずれ、一関市が策定しております基本計画の目標に沿いまして、それを達成するように組合としても協力してまいりたいと、そのように考えております。

**議長（小野寺道雄君）** 那須茂一郎君に申し上げますが、広域行政組合の所管に係る内容での質問をお願いいたします。

11番、那須茂一郎君。

**11番（那須茂一郎君）** 問題はごみを出す量ですけれども、ごみを出す量については分別すればかなり資源ができるわけです。それで、先ほど、燃やすというのは50%強あるのですけれども、その中で紙の占める割合が結構あるのですが、全部くしゃくしゃと丸めて袋に入れてしまえば燃やすしかない、しかし、きちんと整理して出せば、それは資源として活用されると、そういうことをやっていく必要があると思いますけれども、どうでしょうか。先ほど小型電気製品、携帯等の話が出てやっていると、これはかなり官公庁のほうで、ぜひ出して、出してという話で呼びかけて多くの人たちが協力したと思うのですが、それと同じように、単純な紙かもしれないけれども、それをきちんと、もっと本腰を入れて対応するということがいかなもののでしょうか。

**議長（小野寺道雄君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 先ほど冒頭に私から答弁いたしましたように、今の再質問を聞いていると、私どもの努力が何らなされていないように聞こえるのですが、そうではなくて、今までも、例えば有価物の集団回収、生ごみの減量機器への助成、あるいは雑紙の排出方法の変更で利便性を図る、あるいは30・10運動、さまざまなことをやってきているということをお答えしたはずでございませう。努力をしているわけでございます。ですから、それで御理解をいただきたいと思うのですが。

**議長（小野寺道雄君）** 11番、那須茂一郎君。

**11番（那須茂一郎君）** そうした中であっても、現実には燃やすごみの半分は紙類だと報告を聞いていますね。ですから、そのときは、生ごみは乾物として扱って10%ぐらいというものですから、実際に燃やすのは50%を超えているのではないかなと思うのですね、割合から言えば。ですから、努力していないというのではなくて、もっともっと燃やす量を減らすことが私はできると思っていますけれども、そういう意味でございませう。御理解いただけますか。

**議長（小野寺道雄君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** いずれ、燃やす量を減らす、家庭から排出されるものを減らす、そのための分別、リサイクル、そういうものを含めて市民の方々に今呼びかけをしているところでございませう。燃やす量を減らすということは焼却灰も減る、そうすると、焼却灰が減るということは最終処分場の規模にも関連していくわけでございます。そういう一連の中での市民の方々への呼びかけを今やっているところでございませう。

**議長（小野寺道雄君）** 11番、那須茂一郎君。

**11番（那須茂一郎君）** 焼却灰が減る、それから前にお話あった、今度、新焼却施設の規模が105トン規模という話ですけれども、それもずっと減らすことができるわけです。

今、私が言ったように、例えば分別をきちんと強化していけば、かなり燃やす部分は減ってくる、私はそう思っているわけです。そうすれば、市の負担も行政組合の負担も、それから住民の

負担も結構楽になってくるわけです。ですから、このごみ問題については、建設的に何かしてやるというのであればいいのですけれども、しかし、ごみは出てしまうと、この処理のためにお金をかけていくと、非常に人類は無駄なことをやるのだなと思っています。

江戸時代に、江戸は非常に清潔な町だったと聞いています。それはきちんとリサイクルになっていたという話ですね。下肥は周辺の農家の田畑に持っていき、それから灰まで交換したり買っていく業者があったと、それで100万人の都市でありながらきれいな町だったという外国人が書いた記録があると聞いております。

この一関もリサイクルにきちんと力を尽くせば、このような苦勞をしなくても非常に理想的な町、そして、それによって大きな産業ができると思って、私はずっとこのごみ問題に対して、一関市でも行政組合に対しても質問してまいっているわけです。ですから、そのことを酌んで、紙の問題であれば紙の問題、それからプラスチックであればプラスチックの問題、それらを含めてリサイクル、それから再生、再資源化に取り組んでほしいと、そう思って質問しているわけですから、ぜひ、管理者も、やっているのですけれども、5年間で10%、年2%というのは非常に目標が小さくて、もっともっと頑張ってもらいたいと、私はそう願っております。ですから、実際に燃やすごみの量が多いので、紙をもう少し頑張ってもらってリサイクル、そして資源化に取り組むということはできないものでしょうか。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 先ほど管理者のほうから答弁申し上げた内容のとおりということで考えてございます。

**議長（小野寺道雄君）** 11番、那須茂一郎君。

**11番（那須茂一郎君）** 次に、生ごみの問題についてお尋ねします。

生ごみの問題については、燃やせば相当なエネルギーが逆にかかると。それで、それらをどうするかということに対しては各自治体でいろいろなことを考えています。堆肥施設しかり、それからメタンガスしかりであります。

堆肥施設の部分で少し前ですけれども、山形県の上山市に視察に行ってきました。そのとき、堆肥施設ということで、大体30年近く市民が集めた生ごみを堆肥化してやっていくということをやっておりました。ただ、その堆肥をつくる時、生ごみはいいのですけれども、その中でトウモロコシの芯なんかは使えないということで、それは焼却に回さざるを得ないということでした。この一関地区広域行政組合の範疇においても、堆肥化という部分も一つの構想ですけれども、今、堆肥は畜産農家を含めて非常に余っているという話を聞いております。ですから、過剰生産であり、また、その堆肥の部分の活用がうまくいかないのです、そういうのは私は無理ではないかと思えます。そして、メタンガスという部分もありますけれども、それは発酵体制、それから消化液の問題、これが大きな問題があって、それが私は非常に課題が大きいなと思って考えています。それで、シンプルに考えられるのが、私が質問したバイオトイレ方式がいいと思うのです。それは入れるだけで大丈夫という流れなのです。設備さえ設置してもらっておけばおいもなし、それからなくなるということで、本当に生ごみが消えてしまうという状態になるので、私はそういう方式をとって生ごみを減らしていくということが第一に大切ではないかと思えますけれども、その点はどうでしょうか。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 生ごみ等の処理につきましては、一関市及び平泉町の担当事務であります

ことから、組合としては分別のさらなる徹底と資源化に取り組みながら、構成市町の取り組みに合わせて対応を行ってまいりたいと考えております。

**議長（小野寺道雄君）** 那須茂一郎議員に申し上げます。質問は簡潔にお願いします。

11番、那須茂一郎君。

**11番（那須茂一郎君）** ごみの問題に対して、よくイベント会場でお持ち帰り願いますということで、主催者の集めるごみは少ないという話をされますけれども、その持ち帰ったごみはどうするかと言えば、ごみの集積場に持っていくという状態が続くわけですね。それで、持ち帰りという部分は私はいまうまくいかないと思うのです。それよりも、分別して分けていくというやり方がいいと思うのですけれども、そのような考えはあるかどうかをお願いします。集まったイベント会場に分けていくというやり方です。それはかなり強力的に分ければごみも集めたり、それから次の再資源化が可能だと考えますけれども、その点はどうでしょうか。

**議長（小野寺道雄君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** イベント会場でのお話が例に出されましたけれども、例えば今年の地ビールフェスティバルでは、しっかりと会場内での分別コーナーも設けてやっておりますし、それから各地における夏まつりの事例を振り返ってみますと、地域の高校生たちが分別回収に協力をした形で祭り全体が運営されているという、今までにないような動きが出てきております。やはり、そのような形での市民運動に結びつけていくというのが何よりも大事だろうと思っております。持ち帰りがだめだというのではなくて、持ち帰ることによって、それぞれのごみを出した人というのか、ごみを生じさせてしまった人が自己責任でそれを最終的に自分のところで処理をするというのが私はやはり原則だと思います。したがって、イベント会場でごみが出てしまったから、会場のどこかに置いていこうということではなくて、会場にも分別コーナーはありますけれども、それはそれで自分の出したごみというのは自分で責任を持って処理するというのが私は原則だと思っております。

**議長（小野寺道雄君）** 11番、那須茂一郎君。

**11番（那須茂一郎君）** その点はもう少し細かく、やはり主催者なり参加者にごみの問題についてお話する必要があるかと思うのです。例えば、ごみ袋は渡される。しかし、それに対してごみと判別する分は、プラスチック類も紙類も一緒くたにして袋に詰めている人たちがいっぱいいます。これは分けて、紙類は再生に、プラスチックもそれなりに再生にという形を参加者なり周りの人たちに徹底していない、そういうのを見ているからこそこういうお話をするわけです。管理者が言われるように、そのようにきちんと分別して分けて、それなりにやっているのであれば、私はこういうことをやれると思いますけれども、細かくやはり分別していくのだ、こういう精神が大切だと思うのですけれども、どうでしょうか。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 議員のお話のとおりと、そのように感じてございます。

**議長（小野寺道雄君）** 那須茂一郎君に申し上げます。一般廃棄物の減量化、資源化の促進については、基本的には市町の所管ですので、広域行政組合の所管に係る内容での質問をお願いします。

11番、那須茂一郎君。

**11番（那須茂一郎君）** それぞれの市町が今のように分別をやっていけば、ごみも当然ながら減ってきて、そして焼却施設もそれなりに軽減されるし、それから今度、焼却施設をつくるという計画がありますけれども、それも当初よりも小さくなりましたけれども、もっともっと小さくなる

だろうし、それから私が前から言っているように、最終的には燃やさなくてもいいような形になっていくのではないかと、私はそう思っています。ですから、このごみ問題に対しては細心の注意を払って、そしてみんなで協力し合って減量化して、この対策をしていきたい、そう思って質問しました。

これで私の今回の質問を終わります。

どうも、いろいろとありがとうございました。よろしくお願いします。

**議長（小野寺道雄君）** 那須茂一郎君の質問を終わります。

次に、藤野秋男君の質問を許します。

藤野秋男君の質問は、一問一答方式です。

藤野秋男君の通告時間は60分です。

6番、藤野秋男君。

**6番（藤野秋男君）** 日本共産党の藤野秋男でございます。

私の一般質問を行います。

最初の質問は、新焼却施設の建設の考え方についてお伺いをいたします。

これらにかかわっての何点か質問を行います。

一関地区広域行政組合は、社会や経済情勢の変化を背景に、一般廃棄物処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的とし、平成26年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、推進してまいりました。この計画はおおむね5年ごとの改定で、平成40年度までの15年間を計画目標年度としております。この間、社会は、異常気象を初め、世界的な規模で深刻化する環境問題への取り組みが報道される中、当組合もこれまで以上に環境問題を重視し、計画を前倒しでの実施はもちろんです、根本的な、抜本的な見直しのもと、住民、事業者、特に行政は専門的に、意識的に対応することが他市の取り組み等でも見えていますし、ぜひ、そう願いたいのでございます。特に本年度はこの基本計画の見直しを検討すると伺いました。このことは大変重要であります。なぜなら、多額の工事費、維持費を有する焼却施設等の建設規模に大きくかかわる問題だからであります。このことから、見直しの基本的な考え方と現在の取り組み状況について伺います。

新焼却施設については、建設予定地の変更に伴い、時期や規模、機能についても再検討が必要になってまいります。どの時期に何を検討していくのか、検討状況についてもお伺いいたします。

焼却施設の建設場所については、当初の計画が変更となり、選定委員会が候補地について検討を進めている、このことが新聞報道で紹介がありました。これまで勝部管理者が提案した候補地は、覚書の存在はもちろん、長年焼却施設を受け入れてきたことや将来環境への不安、心配から多くの地元住民の方々が反対してまいりました。この狐禅寺地区への提案によって数々の問題が起きました。これをしっかり総括し、今後、予定する地域への教訓とすべきであります、どのように総括したのかお伺いをいたします。

次に、千厩斎苑施設整備について質問いたします。

この施設は、平成26年から平成31年を指定管理期間として管理運営を民間に委託しております。この間に施設に不具合が生じることは大いにあり得ることです。そのことによって、利用者に不便をかけることがあってはなりません。

今回のエアコンの問題は同僚議員の質問で了解をいたしました、結局は今年度の夏場は解消することはありませんでした。早期に対応することは私からも要望しておきます。

ほかにも、床材のPタイルについても剥がれかけている状況がございました。テープで固定している箇所も多数ございました。

そこでお伺いをいたします。

施設も27年が経過し傷みも多く出ております。この施設に対して、組合は指定管理者に対して、ただいま申したような修繕や軽微な整備等はどちらが行うのか、あるいは緊急への対応などについてはどちらが行うのか、これらについてもお伺いをいたします。施設は指定管理者に委託したとはいえ、そもそも組合の施設であります。組合は、指定管理者が管理する施設の管理状況や業務の推移状況を把握する必要がございます。定期的な調査を実施する体制などが整えられているのかどうかも伺いまして、この場からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

**議長（小野寺道雄君）** 藤野秋男君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 藤野秋男議員の質問にお答えいたします。

まず、一般廃棄物処理基本計画の改定についてのお尋ねがございました。

現在の一般廃棄物処理基本計画は、平成26年3月に策定したものでございまして、平成20年度から平成24年度までの5年間の廃棄物処理に係る実績、数値をもとに、平成26年度から平成40年度までの15年間の一般廃棄物の処理などの見込みを立てたものでございます。今回の改定は、計画策定から5年が経過いたしますことから、平成25年度から平成29年度までの実績数値をもとにして、平成31年度から平成40年度までの10年間の一般廃棄物処理量などの全体計画を見直すものでございまして、現在、計画の改定に向けての内部検討を進めているところでございます。

次に、新たなエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の稼働時期などについてでございますが、現在、新施設は、専門家による整備候補地選定委員会において整備候補地の選定を進めているところであり、来年の10月を目標に3カ所から5カ所程度に絞り込むこととしております。その後、最終的に1カ所に絞り込みを行ってまいります。全体スケジュールとしては、整備候補地が決定してから6年間で環境影響評価、施設整備基本計画の策定、基本設計、建設工事などを実施いたしまして、7年目から稼働開始となる見込みでございます。このことから、平成32年度中に整備候補地を決定して、平成39年度からの稼働開始を目指したいと考えているところでございます。

施設の規模などにつきましては、廃棄物処理基本計画の見直しにあわせて再検討を進めてまいります。最終的な焼却施設の規模、あるいは処理方式などについては、整備候補地の決定後に策定する施設整備基本計画の中で、ごみ減量化の進捗状況なども踏まえて適正な規模とするようさらに精査をしてまいりたいと考えております。

次に、建設計画の見直しについての総括とのお尋ねでございます。

本年7月の組合議会議員全員協議会において述べさせていただきました内容がまさしく、その時点での私としてのまとめということになると考えておりますが、平成26年3月の狐禅寺地区の皆様への提案以降、建設に賛成の御意見、反対の御意見、これらをいただく中で、提案に御理解をいただけるように丁寧な説明に努めてきたということでございます。その後、狐禅寺地区への提案については方針を変更することといたしました。それまで積み重ねてまいりましたプロセスというものは意味のあるものであったと捉えているところでございます。

今後は専門家による整備候補地選定委員会において、狐禅寺地区を除く組合管内の全域を対象として選定を進めてまいります。委員会での検討状況についてもできる限り情報を公開してま

いりたいと考えております。また、選定の結果、整備候補地となった地域に対しましては、これまでと同様に丁寧に説明を行い、住民理解を得られるように努めてまいりたいと考えております。

総括につきましては、先ほど申しましたとおり、今直ちに総括ということはなかなか難しいと私は考えております。新しい施設ができて、それまでの全体を振り返ってしっかりと総括する時期が来るだろうと私は思っているところでございます。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 私からは、千厩斎苑の管理運営についてお答えをいたします。

当組合の釣山斎苑及び千厩斎苑については、一般公募により平成26年度から平成30年度までの5年間を指定管理期間として、民間業者と協定を締結しているところであります。この協定において、指定管理者が実施する修繕は小規模のものとし、具体的には、施設用備品、その他機材等に係る簡易な修繕及び建物の簡易な補修で、1件当たりの費用が税抜き20万円未満の修繕としておこなわれているところであり、これ以外は組合が実施することとしております。

なお、施設の改造、増築、大規模改修については全て組合が実施するものでございます。

次に、施設の管理状況の把握についてであります。指定管理者による施設管理の状況については、指定管理者からの毎月の業務報告と年度ごとの業務報告のほか、事故の発生など、緊急事態における随時報告により指定管理者と情報を共有し対応しているところであります。また、指定管理者による利用者に対するサービスについては、協定書及び仕様書に沿って適切かつ確実に実施されているか確認するため、組合が作成した火葬場指定管理者モニタリングマニュアルに基づきまして、おおむね3カ月ごとに年4回のモニタリング調査を実施しているところでございます。

主な調査内容につきましては、指定管理者から定期的に提出される施設維持管理業務報告書、利用状況実績、利用料金の収納状況等について、年度ごとの事業計画等と相違がないか確認するとともに、斎苑施設の状況や安全性について指定管理者立ち会いのもとに現地調査を実施しております。この調査により改善すべき事案がある場合は、速やかに指定管理者に対して改善内容を指導するものであります。

**議長（小野寺道雄君）** 6番、藤野秋男君。

**6番（藤野秋男君）** ありがとうございます。

最初に、千厩斎苑についてお伺いをいたします。

今の報告で20万円未満であれば指定管理者ということでしたが、これは工事発注で報告のみでいいのか、それともその20万円未満であっても組合立ち会いでの話なのか、その辺についてお伺いをいたします。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** お答えいたします。

これにつきましては、報告をもって変えるということにしてございます。

**議長（小野寺道雄君）** 6番、藤野秋男君。

**6番（藤野秋男君）** 20万円未満であればそれは指定管理者の発注で構わないと、そこには一定の条件はあると思うのですが、その場合、20万円未満で発注した工事の支払いはどちらで行うのでしょうか。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 支払いにつきましては、指定管理者が行うということでございます。

**議長（小野寺道雄君）** 6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） ぜひ、その辺をしっかりと、指定管理を受けた業者と認識を共有してほしいなど。利用者の方から、ちょっと手を加えれば足が引かかからないで済む、私は先ほどお話ししたのですが、タイルの貼りかえとなればこれはちょっと大がかりですが、補修工事であれば利便性はぐっと増すわけですから、そういった面では、指定管理者は非常に苦労して剥がれにくいテープでとめたりなどをしておりました。ですから、その辺はしっかり対応してほしいと。私は、そういったことが、業者のトップはもちろん知っていると思うのですが、現場がなかなか理解できていない部分があるのかなと。それは組合の問題ではなくて指定管理者の問題になっていくわけですから、それはここでは問いませんが、問題なのは、先ほど業務報告というのは伺いましたが、査察という言葉は好きではないので、定期的に施設、あるいは敷地内を管理するというふうな形にはなっていないのですか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 御質問の内容につきましては、定期的にモニタリング調査ということで、事前にチェックシートというものをつくりまして、業者のほうにお渡しをしていると、それによって7月、10月、1月、3月とその月ごとに報告を受けて確認をしている、そのような状況でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） もう一度お伺いします。

これはあくまでもチェックシートの提出によってチェックをすると、ですから、問題がなければその施設に足を運ぶという定期的な検査にはなっていないというふうに認識しているのでしょうか、捉えていいのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 定期モニタリングの実施に当たりましては、業者、それから組合立ち会いのもとに確認を行っているということでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） わかりました。

施設においては業者も内部の運営管理が主なわけですから、なかなか施設全体に目が届かないということもございます。ですから、モルタルにちょっと亀裂が入っているということが結果的には施設に大きな雨漏りの原因に、これは屋根だけではなくて壁にも言えることですが、そういった声があったり、あるいは敷地においては、草刈り作業等で近隣の方々が見かねて刈ったという報告も若干受けています。ですから、私は業者のみならず、チェックシートのみならず、定期的に施設を見回る体制をぜひとっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 施設の運営状況の把握等につきましては、今後、業者等と協議もしながら検討を進めてまいりたい、そのように思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） よろしくお願ひします。

その場合、私は何げなく質問していましたが、施設のみで外構やそういった外部の構造物、それには植木もあるでしょう。そういったものの管理は、指定管理者との関係ではどのような話し合いになっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 施設の外構管理につきましても、指定業者のほうに委託をしている内容で  
ございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、大変でしょうけれども、その分野でも近隣の方々が直接草刈機を持って  
いって気になるなど、それは恐らく境界か何かで自分のほうに枝が伸びてきた、草が伸びてき  
たということで対応したと思うのですが、場内に行ってみると、業者もやはり少ない人数で頑張  
っているように見受けられます。ですから、その辺はもう少し打ち合わせをして、それは管理料の問  
題なのか、あるいはそういったところ、細かいところまで含めて指定管理に含めていないのかど  
うかも今後詳細に調査をしながら、快適で安心できる各施設にしていきたいと思いますが、  
いかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） いずれ、今後、情報の共有を図りながら適切な対応に努めてまいりたいと、  
そのように考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 次に、最初に質問した一関市の一般廃棄物処理基本計画の見直しの状況につ  
いて管理者からお話がございました。先ほども那須議員のほうからもありましたが、やはり大き  
く焼却施設に影響する対策なわけですから、ぜひこの見直しに当たっては、今後、ごみ減量や、  
あるいは先ほど管理者も答弁したように、資源循環型社会の形成に寄与することを目的とする部  
分もしっかり目的にして見直しを図っていただきたいと思います。

そこで、お伺いをしますが、先ほどの質問を聞いていて非常に気になったのは、ごみ減量は構  
成市町の問題だという話がございました。それに基づいて計画を策定すると、ごみ減量につい  
ては組合はかかわっていないというふうに捉えられるとも思われる発言があったのですが、私はも  
しそうだとすると驚きですが、どうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） お答えいたします。

ごみ処理に係る役割分担という内容でございますけれども、基本的には構成市町においては減  
量化、資源化の促進を図るもの、組合においては収集運搬に係る業務、中間処理に係る業務、最  
終処分に係る業務と、このようになっております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） そうしますと、トレイ、あるいはこの間、資源としてごみステーションです  
ね、収集所に出されている雑誌とか古紙とかというものは、構成市町から請求されて組合が収集  
運搬を始めたという捉え方なんでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ごみの収集につきましては、基本的には構成市町が行う、そのものにつ  
いて組合が収集業務を行う、そのような役割でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） もう一度お伺いします。

ごみステーション、いわゆる収集所に出されたものの収集業務は、構成市町が払う部分と組合  
が払う部分があるということですか、これは。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） お答えをいたします。

基本的にはごみの収集管理等については構成市町が行うものですが、その中で組合としては収集運搬、中間処理、最終処分等については共同処理を行う事務として組合が担っていると、そのような考えでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） わかりました。業務としては担っていると、しかし、それは構成市町の問題だよと。

もう一度確認しますが、組合はごみ減量を進めるためのお手伝いはするが、組合として少しでも減らすため、例えば先ほど出たように、生ごみを今後計画するかというような問題はあくまでも構成市町の問題と、そして、その構成市町でそれを決めればごみ収集、あるいはごみ収集所から生ごみを収集するのにも担うけれども、構成市町がそういうことを決めなければ、組合がこれを減らせば焼却施設に非常に負担がかからないなという思いで構成市町に話を出すことはあり得ないということなのではないでしょうか。先ほどの質問では、何度かごみ減量については構成市町の問題ですと、だから組合がかかわっていないのかと伺ったわけです。しかし、私はそれは大変驚きだなと、組合だって減らすために努力していると思ったのですよ。どうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 廃棄物の減量化、資源化の推進に取り組んでいくことというものにつきましては、そもそも処理施設や最終処分場の規模縮小にもつながりまして、廃棄物処理にかかる経費も減少するというところでございますので、これらについては市が作成する基本計画の目標達成に向けて一緒になって取り組んでいくという、そういう姿勢でございます。決して、ごみ減量化云々については取り組まないということではございません。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 一緒に取り組むということであれば、当然組合にもかかわる問題ですから、ぜひそこは構成市町ということだけではなくて、しっかり構成市町と力を合わせて減量に努めていくということだと思うのですよ。そういう認識に立って私もこれから質問したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほど来の一般質問でのやりとりなども踏まえた上での御質問かと存じますが、先ほどは、減量化のための、具体的に紙でありますとか古着、あるいはプラスチック、生ごみ、そういった個別のものに対しての減少化、資源化のための取り組みの質問でありましたので、先ほど管理者からの答弁におきましては、一般廃棄物の排出抑制のための方策を講じることと、そういったことにつきましては構成市町の役割分担としているといったことを申し上げた次第でございまして、先ほど事務局長から申し上げましたとおり、資源化、減量化が促進をされまして、共同処理をする一般廃棄物の量が減るということ、それによって構成市町の負担も軽減をすると、そういったことは密接な関係にございますので、そういった認識でもって事務は進めてございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、構成市町と力を合わせて、これからもごみ減量に努めていただきたいと思えます。

焼却施設内にはどうしても回収する業者との関係もありますから、リサイクルプラザとか、あ

るいは一関にもありますし、大東にもあるように、そこには資源化する、あるいは再利用するための施設が整っているわけですね。そういった面では組合も大きくかかわるわけなので、ぜひごみ減量に対しての提案は真摯に受けとめて、私は対応する必要があると思います。

そこで、私は、先ほども話があったように、これは構成市町だけではなくて、組合が大きくかかわっていかなければできないと思うのですけれども、生ごみの話がありました。これはステーションに、いわゆる収集所にごみを出すと同じように、今は可燃ごみが袋に入っているわけですが、袋にはちゃんと組合の名前も入っていますよね。あのごみ袋と同じような形で、私はコンポスト、そういう容器を置いて、そこに生ごみを回収すれば、できないことはないというふうに思うのですが、それも構成市町が提案しなければ組合から提案することはないというふうに認識すればいいのか、協議をする機会が多々あるので、私がこういう提案をした場合、協議してみたいとか、みますという話にはならないのか、その辺について伺います。難しいなら難しいと言って結構ですよ。

**議 長（小野寺道雄君）** 佐藤副管理者。

**副管理者（佐藤善仁君）** 先ほども申しましたとおり、一般廃棄物の処理につきましては、市町村の事務であります。そのうちの収集運搬に係る業務でありますとか中間処理、そして最終処分、これらを一部事務組合の組織を設置いたしまして共同処理をしているということでございまして、排出抑制に関する具体的な取り組みについては、構成市町としておりましたのは、住民生活における出口ベースの段階で具体的な事柄を講じていくことは、そのほうがふさわしいというようなことで収集からその後について一部事務組合で事務はしておりました。しかし、先ほど申しましたとおり、あくまでも目指すべきは、減量化、資源化によってそういった処理をされるものの量が減って、効率的、効果的な取り組みがなされることとございまして、そういった話をどちらから提案をすとかしないとかといった図式ではなくて、共通の認識のもとにそういったことはやっております。

以上でございます。

**議 長（小野寺道雄君）** 6番、藤野秋男君。

**6 番（藤野秋男君）** ありがとうございます。

この基本計画の目標の中に循環型社会の形成に寄与する目的も平成26年3月に作成したものには入っております。今回の選定委員会に対しても、そうともとれるような発言もございましたが、私はそういう形のみならず、循環型社会の形成というのは、まさに廃棄物を資源化していくということが一番大きな、そして一番成果を生む問題だろうと思うのですが、この部分については組合が目的を担うのですか。ここには組合がこれに寄与することを目的にするということですが、私は先ほどの減量と同じように、構成市町と組合が力を合わせてやっていく部分なのかなというふうに思ったのですが、これについては組合が担うということなのでしょうか。

**議 長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** それでは、お答えいたします。

そもそも、ごみ処理は、循環型社会形成推進基本計画に準拠しているということでございまして、できる限り排出を抑制し、次に廃棄物について、不適正処理の防止及びその他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再利用、再生利用、別回収の順に、できる限り循環的な利用を徹底した上で適正なものを行わなければいけないというふうなことで、その法にのっとって今回のごみ処理の基本計画について作成をするということでございます。基本的には、具体的な内容について

は構成市町が担うということで理解してございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） そうであれば今度の構成市町の一般質問で取り上げたいのですが、ややもするとそれは組合の問題だと言われそうなので、お話を申し上げておきますが、これは両者が力を合わせなければ達成できないという問題でもあります。ぜひ、循環型社会の形成を目指すということを目的に入れるのであれば、細かいなと思うかもしれませんが、先ほど言われたように、生ごみとか、私は組合に電話し、シュレッダーをかけたものはどうしたらいいのでしょうかと言ったら可燃ごみでいいと言われました。聞いたら、シュレッダーをちゃんと回収しているそういった衛生組合もあるのです。ですから、ぜひ、販路を拡大し、少しでも引き取る業者を見つければ、これは可燃ごみに回さなくても済むわけです。そうすると、かなりの方々が可燃ごみからシュレッダーの紙を除けるということもございますので、そういった細かいことなども、これは構成市町も絡むし組合も絡むとなれば、垣根なく、私はぜひ、焼却施設に影響することでもございますので、しっかり真摯に耳を傾けて計画策定に向けて努力していただきたいと思います。

それから、先ほど狐禅寺への計画は見直しとなったと、総括は時間がかかると、そういう問題だよということで管理者からお話がございました。総括は難しいにしても教訓になることはいっぱいあったのかなど。これはしっかり教訓を生かして今後の建設に向けるということが必要だと思うのですけれども、教訓となる点について、主なもので結構ですが、今、組合として非常にこういう部分が教訓になったということで精査しているものがあればお話しいただきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） いろいろ多岐にわたってありますが、まだ今それをまとめてお話しする段階に至っておりません。いずれ、その時期が来たらしっかりとこれもまとめたいと思っているところであります。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、今後進める上で教訓となり得るものですから、私は今ここで述べられるほど簡単なものではないと、短いものではないということはそのとおりだと思いますが、一日も早くそういったものを示して、こういう形で市民参加でしっかりと進めていくという部分とか、あるいはあり方の問題とか手続の問題とかは教訓の中から見出せると思いますので、ぜひお願いをして終わります。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質問を終わります。

午後1時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時10分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、千田良一君の質問を許します。

千田良一君の質問は、一問一答方式です。

千田良一君の通告時間は20分です。

9番、千田良一君。

9番（千田良一君） 千田良一であります。

それでは、一般質問をさせていただきます。

通告していた内容は、原発事故由来の指定廃棄物についてでございます。その内容といたしましては、現在、舞川の最終処分場に一時保管されております福島第一原子力発電所事故に由来する、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超過した指定廃棄物の現状についてであります。

そして、もう一つにつきましては、指定廃棄物が一時保管されているわけですが、その一時保管についての今後の見通しについてお伺いいたします。

この場からの質問、発言は以上でございます。

**議長（小野寺道雄君）** 千田良一君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 千田良一議員の質問にお答えいたします。

舞川清掃センターに一時保管をしている指定廃棄物についてのお尋ねでございました。処理の経緯等から順を追って説明させていただきますと、まず処理の経緯につきましては、平成23年3月に発生いたしました東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、平成23年8月上旬から12月までに一関清掃センターの焼却灰、飛灰ですけれども、それから1キログラム当たり8,000ベクレルを超える放射性セシウムが検出されたところであって、そのため、焼却灰に含まれる放射性セシウムの溶出を防止し安定化させるために、環境省が平成24年1月に実施いたしました焼却灰セメント固化処理事業により、固形化した焼却灰を舞川清掃センターで一時保管をしているものでございます。

この固形化の具体的な方法としては、セメントと水と焼却灰を練り混ぜて固形化したものと焼却灰をコンクリートで覆って封じ込めたものの二通りの方法がございます。固形化物の保管につきましては、環境省から指定廃棄物の保管業務委託を受けまして、これにより行っているところであり、具体的には、舞川清掃センターの埋め立て地に遮水シートを敷いて、そのシートの上に固形化物を並べて、さらにその固形化物の上部も遮水シート、あるいは防雨シートで覆った上で保管をしているところであります。

なお、毎週、一時保管場所、あるいはその敷地の境界、埋め立て地の中央及び隣接するゲートボール場の空間放射線量を測定するなど適正に保管をしているところでございます。

次に、現在、移設作業を実施しておりますが、その移設作業を実施している未指定の廃棄物につきましては、環境省が実施をした焼却灰セメント固化処理などのその前の段階の、平成23年7月上旬から1カ月に発生した焼却灰から1キログラム当たり8,000ベクレルを超える放射性セシウムが検出された焼却灰がございまして、これが29.3トンございまして、それを舞川清掃センターの埋め立て地に一時保管をして、遮水機能や放射性セシウムの吸着機能のあるベントナイトシートという特殊なシートで覆って埋設をしているところでございます。この未指定廃棄物については、当初から別の場所へ移設することを前提として一時保管をしていたものでございまして、この一時保管場所が本年の12月ごろからの通常の廃棄物の埋め立てに支障を来す見込みとなったことから、支障のない別の場所へ移設するというものでございます。この移設作業は7月25日から開始いたしまして、11月20日までに完了する見込みでございます。

次に、舞川清掃センターに一時保管しております指定廃棄物の今後の見通しについてでございますが、環境省に対しまして早期に処理方針を示していただくよう機会あるごとに要望してきたところでございます。環境省からは、現時点でどのように処理するかを説明できる段階にはないが、しかるべき時期に説明しなければならないことは認識しているという回答を受けていると

ころでございます。

また、現在、移設作業を実施している未指定の廃棄物、先ほどお答えいたしましたこの未指定廃棄物につきましても、移設作業終了後、国に対して指定の申請を行うこととしております。

これらの指定廃棄物の管理並びに処理については、国が主体となって行うものでございまして、国の処理方針が示され処理が開始されるまでの間は、国からの委託を受け、これまで実施してまいりました空間放射線量の測定等を継続するなど、適正な管理を行うこととなります。当組合としては、指定廃棄物の適正な一時保管を行うとともに、国に対して地元として早期に明確な処理方針を示すように今後とも国に要望してまいりたいと思います。

議 長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） ただいまの答弁で概要はわかりました。

それでは、個々のことについてお伺いをさせていただきます。

まず、この行政組合と同じような方法で管理、あるいは焼却灰の指定廃棄物への対応をされている処理施設を持っている地方公共団体といますか、そういう自治体といますか、そういうものは、福島県は特にひどい状況でありますので、それ以外のところでは、同じようなケースのものはございますでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） お答えをいたします。

環境省東北地方環境事務所に確認をいたしましたところ、そのようなところはないと伺っております。

議 長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） このような状況のところはほかにはないというようなことですが、そうすると、この一関地方でのみ発生したというようなことというのは、どのような理解をすればよろしいのでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 指定廃棄物の指定を受けている焼却灰についてということではないという回答をいたしましたけれども、そのほかの廃棄物については、指定の基準、8,000ベクレル以上に至らなかったということではなかったということになります。そこで、今回、当組合において、指定廃棄物なるものが指定されたというふうな経過でございます。

議 長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） 8,000ベクレルを超えた飛灰というのはほかでは発生しなかったというようなことでありました。そうすると、一関地区広域行政組合の焼却施設での何か管理とか、そういうもので影響があったとか、そういうものなのでしょうか。焼却施設の管理上の問題で一関地方のこの焼却施設で8,000ベクレル以上が発生したというようなことでありましようか。

議 長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） お答えをいたします。

指定廃棄物につきましては、福島県内では当然発生してございますけれども、当組合においては、国のモデル事業という形で、平成24年1月に環境省が実施をいたしました焼却灰セメント固化処理事業という、その事業を導入したということで、それに伴う指定を受けて、現在、一時保管をしているという状況になります。

議 長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） そうすると、環境省からの委託を受けたためにそれが発生したというような、そのように私は今聞こえたのですけれども、そうなのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 8,000ベクレル超が発生した経緯ということにつきましては、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故由来により発生したものが当地域に流れてきて、それが8,000ベクレル超ということで当地域に残ったということでございます。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） 当日といいますか、その時期の気流のことかと思っておりますので、いずれその影響だということで理解します。

それで、8,000ベクレルを超えているということですが、その上のほうというか、8,000ベクレルあって、その下と上があるのですが、上のほうというのはどのくらいの数値なのでしょう。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 測定した結果によりますと、一番高い数値で3万ベクレルという値でございます。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） そうすると8,000ベクレルを超えて3万ベクレルまでのものがあるよということだと思います。わかりました。

それで、先ほどの答弁の中でモニタリングといいますか、周辺のモニタリングをやっているのだということだったのですが、その数値を教えてくださいませんか。

議長（小野寺道雄君） 一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（熊谷嘉啓君） 舞川清掃センターの指定廃棄物の保管に関しまして、モニタリングの調査をしているわけでございます。その結果について私のほうから御説明をしたいと思っておりますが、直近のデータといいますか、今年度の4月からの部分でお答えをしたいと思っておりますが、年度当初の4月でございます。測定箇所は、境界地、それから仮設の保管場所、それから埋め立て地の中央、隣接しておりますゲートボール場の7カ所を測定しております。その時点で一番数値が大きかったもの、最大値でございますが、0.07マイクロシーベルト・パー・アワー、一番数値の少なかったものが0.05マイクロシーベルト・パー・アワーという結果でございます。データを今持ち合わせております一番新しいものは9月13日の結果でございますが、この時点で一番数値が高かったところが0.08マイクロシーベルト・パー・アワー、最小値が0.05マイクロシーベルト・パー・アワーでございます。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほどの答弁に補足して申し上げます。廃棄物そのものの線量でありますけれども、強さでございますが、8,000ベクレルを超えたという話でございましたが、3万ベクレルと申しましたのは、平成23年当時に測定をした値でございますが、現在につきましては固化をして一時保管してございますので、その数値をダイレクトに測ることはできません。したがって、今申し上げましたような周辺の空間線量をその後のモニタリングの状況の数値としては持っているといったことでございます。

それから、先ほど冒頭で再質問の際の1回目でご組合と同様の例が福島県以外でほかにあるかというお話でございました。その同様の解釈でございますが、私どもとしては、指定廃棄物での

指定を受けているもので焼却灰はあるかというふうな質問の意と解しましたので、ほかにはないというふうなことを申し上げた次第でございました。そういった理解の上での8,000ベクレル超のものがどこにあるのか、なぜ当組合だけなのかというふうな理解のもとにお答えした次第でございます。

議長（小野寺道雄君） 9番、千田良一君。

9番（千田良一君） わかりました。あそこの清掃センター、最終処分場ですが、あそこの周辺には民家もございます。あそこは今、最初に設置した分と、それから現在、その下側といいますか、北上川に近いほうについては拡張を行って現在に至っているという理解でいるのですけれども、設置当初というのは旧市でありますので、市のためにごみの最終処分場はやはりやむを得ないものとして地元は受け入れたわけでありまして。そして、それが今回のこのような事故があって、放射性の廃棄物云々ということにもなって、これについても緊急避難的にやむを得ないものとして受け入れたというようなこともあります。先ほど、環境省ともきっちりと協議を行いながら対応していくというようなお話でありましたが、いずれ一回そういうものを受け入れた段階、そのためにあとはずっとそれを背負わされるというようなものは、これは住民にとって。

議長（小野寺道雄君） 千田良一君に申し上げます。通告時間に達しました。

9番（千田良一君） 足りない分はそんたくをお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 通告時間に達しましたので、千田良一君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は、一問一答方式です。

岡田もとみ君の通告時間は60分です。

3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみでございます。

通告に従って質問を行います。

初めに、広域行政組合が委託している包括的支援事業について2点お聞きします。

高齢者の方が住みなれた地域で生活を送っていくためには、介護保険サービスだけではなく、医療、保健、福祉などさまざまなケアが必要となります。現在、当組合の包括的支援事業は、7カ所の地域包括支援センターと19カ所の在宅介護支援センターが委託され、高齢者やその家族などへ総合的な支援を行っています。しかし、8月に広域行政組合主催による包括的支援事業の業務委託に関する意見交換会が開催され、今年度で在宅介護支援センターの業務を一方的にやめるという説明がされたと聞きました。

そこで、1点目は、包括的支援事業の業務委託の実施状況について、組合が在宅介護支援センターに委託している包括的支援事業の業務内容と相談件数はどのような状況なのかをお伺いします。

2点目は、包括的支援事業の委託の今後の方向性についてですが、意見交換会では、在宅支援センターには地域の方、民生委員からの相談が多く、見守り活動など改めて地域に密着し信頼されている様子が語られていました。こうした状況の中で、第7期介護保険事業計画においては、在宅介護支援センターに委託している包括的支援事業の方向性、これは組合はどのように考えているかお聞きします。

次に、第7期介護保険事業計画の取り組みについて3点お聞きします。

1点目は、利用者が安心して介護サービスを利用するためには、保険者として介護施設の経営

状況や介護人材の状況について把握しておくべきと考えますが、このような点について現在どのようにして把握しているのかをお聞きいたします。

2点目は、認知症で悩んでいる高齢者やその家族が多いと感じているところですが、第7期計画における認知症高齢者に対する支援強化についてお聞きします。

3点目は、今後の課題としている医療と介護の連携についての充実は、第7期計画において具体的な取り組みはどのように考えているのかをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

御清聴ありがとうございました。

**議長（小野寺道雄君）** 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

包括的支援事業の委託業務については、事務局長から答弁をさせますので、私からは、第7期介護保険事業計画の取り組みについて、3点御質問ございましたので、それにお答えさせていただきます。

まず、介護サービス事業者の経営状況についてでございますが、国が実施した平成29年度介護事業計画実態調査によりますと、平成28年度決算での調査となりますが、多くの介護サービス事業において収益状況は厳しいものになっているというふうに出ています。この調査は全国的な調査でございますが、当組合管内の事業所の状況については、詳細は把握していないところでございますが、介護サービス事業所の新規の指定、あるいは指定更新の審査の段階においては、経営、または財務の状況を確認することとされておりますことから、貸借対照表や損益計算書により介護サービス事業者の経営、または財務の状況について確認しているところでございまして、経営上の問題は特にないというふうに認識しているところでございます。

次に、介護人材の状況についてでございますが、介護保険法及び介護保険サービス事業者等指導要領に基づく介護サービス事業者に対する集団指導や実施指導において、指導とあわせて介護サービス事業所の人員等の状況、あるいは組合に対する意見、要望等を伺いまして、実態の把握に努めているところでございます。また、第7期介護保険事業計画を策定するに当たり、管内に介護サービス事業所を開設している法人を対象として、平成29年度に行った介護サービス事業所整備希望・介護労働実態調査の結果によりますと、介護職員の過不足の状況は、十分足りていると回答したところが19.6%で30事業所、それからおおむね足りているというところが34.0%で52事業所、不足することがあるが18.3%で28事業所、不足しているという回答が28.1%で43事業所、このような状況になってございまして、介護職員の確保は当組合管内においても課題であると認識しているところでございます。

このような実態を踏まえまして、第7期の計画においては、介護人材確保対策について重点的に取り組むこととしており、構成市町や関係機関と連携をして資格取得支援、あるいは研修会の開催などを実施するものでございます。

次に、認知症高齢者に対する支援についてでございますが、第7期計画では、認知症高齢者支援対策の推進を長期目標の一つに掲げまして、認知症になっても自宅で安心して生活ができるよう構成市町と連携をしながら取り組むこととしております。具体的には、認知症高齢者やその御家族を支えるための地域包括支援センターを中心とした相談対応窓口の充実や地域住民組織とのネットワークづくり、それから認知症初期集中支援チームによる早期からの継続的、包括的な支

援、3つ目は、成年後見制度の利用の推奨、あるいは虐待などの専門相談機関の設置などがございます。

組合としては、認知症が疑われる方への初期の支援として、早期の診断と対応が重要であると認識しておりますことから、第6期計画期間中に設置をした専門医や保健師等で構成する認知症初期集中支援チームによる早期からの支援、普及啓発活動、あるいは相談業務を行う認知症地域支援推進員の配置と業務の拡充を進め、支援体制の強化を図ることとしているところでございます。

大きな3つ目、在宅医療と介護の連携、充実についてでございますけれども、まず第6期の計画では、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供することを長期目標に位置づけまして、構成市町と連携して、在宅医療介護連携フォーラム、あるいは各種研修会の開催、医療と介護の連携マニュアルの作成などの取り組みを行ったところでございます。

第7期の計画においても、一関市が設置する医療と介護の連携連絡会と平泉町が設置する在宅医療介護連携推進会議の構成メンバーとしての活動を通じて、切れ目のない在宅医療、介護の提供体制の構築、あるいは地域住民への普及啓発を図って、在宅医療、介護についての理解を深めているところでございます。

具体的には、医療、介護サービスに携わる関係者間の円滑な情報共有を目的とした医療と介護の連携マニュアル等の整備による相互の連携を図っていくということ、それから2つ目は、看護師や薬剤師などの医療職や介護福祉士などの介護職の方々を対象とした研修会や在宅医療、介護関係者の研修を行うと、3つ目は、医療と介護に係る知識の習得や理解を深めるための市民を対象とした市民フォーラムなどの取り組みを行っているところであります。これらの取り組みを今後さらに推進するとともに、現在活用している医療と介護の連携マニュアル及び情報共有シート、この内容の見直しを行いまして、よりスムーズな連携ができるように、医療、介護サービスの情報共有への支援を進めてまいります。

**議 長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 私からは、在宅介護支援センターに委託している包括的支援事業についてお答えをいたします。

まず、包括的支援事業の委託業務の内容についてであります。主なものとしては、高齢者本人及びその家族からの介護予防、在宅介護などに関する各種相談に応じる総合相談業務、民生児童委員等と連携し、援護を必要とする高齢者の把握を行い、一関市、平泉町、または地域包括支援センターに情報を引き継ぐ民生児童委員等との連携業務、保健福祉サービスの利用を希望する方に対する申請手続の支援や各種サービスの調整を行う保健福祉サービスに係る調整業務などがあります。

包括的支援事業の委託先については、在宅介護支援センターを設置する法人に対して業務委託に関する意向調査を行い、受託可能と回答があった法人としており、平成29年度は20事業所、平成30年度は19事業所に委託しているところであります。

平成29年度の相談等の延べ件数については、民生児童委員等との連携を含む総合相談が1,998件、保健福祉サービスに係る調整が559件、福祉機器の紹介業務が204件、権利擁護等の相談業務が17件、その他の業務が996件であり、合計で3,774件であります。

次に、包括的支援事業の業務委託の今後の方向性についてであります。第7期介護保険事業

計画では、地域包括支援センターの機能強化や充実を具体的施策の一つとして掲げており、業務量に応じた人員配置を進めることとしております。第6期計画では地域包括支援センター職員の増員や認知症地域支援推進員の配置などを進めてきたところですが、第7期計画においても人員を増員し、地域包括支援センターの機能強化を図ることとしております。

在宅介護支援センターに委託している包括的支援業務については、地域包括支援センターの組織及び人員体制が整うまでの間、包括的支援機能を補完することを目的としていることから、第7期計画期間中に見直しを行うこととしております。見直しに当たりましては、現在の業務量を勘案した上で地域包括支援センター、委託先の法人、事業所と意見交換を行いながら進めることとしているところであります。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

それでは、包括的支援事業の委託業務についてお伺いしたいと思います。壇上で御紹介した業務委託に関する意見交換会では、今年中に在宅介護支援センターをやめるという説明だったという話ですが、そういう方向性なのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 方向性につきましては、ただいま御説明を申し上げましたとおり、第7期の計画期間中において決定するという考え方でございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうしますと、第7期期間中に各地域包括支援センターの専門医、3職種が基準の配置がきちんとされるかどうかというのは、まだ未定の状況にあると思うのですが、この基準については第7期で確実に配置できるという考えで在宅介護支援センターの廃止を意見交換会で説明したということでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 在宅介護支援センターの設置に当たりましては、第7期の計画期間中の中で地域包括支援センターの職員を3名ほど増員するというところで、それをもって国が基準としておりますその職員体制の充実が図られるということを前提といたしまして、在宅介護支援センターが今まで包括支援センターの補完をする位置づけと、ブランチというふうな表現を使っておりますけれども、補完をしている位置づけにあることから、包括支援センターの体制が整備になりましたときには、在宅支援センターの体制の見直しを行うという考えのもとで進めております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうしますと、第7期の計画では在宅介護支援センターの見直しという方向性がありますが、全てをやめるという状況ではないというふうな受けとめるものですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 今回の見直しに当たりましては、包括支援業務における地域包括支援センターとブランチとしての在宅介護支援センターの協力体制、役割の分化が必ずしも明瞭ではないと、包括的支援事業とその具体的な業務の流れを整理する必要があるということで、まずは関係する事業者の皆さんにお集まりをいただいて、その中で意見交換をしたというところでございます。まだ1回目ということでございますから、今後、引き続き、そのような会議を開きながら、どのような体制が最もよいかということを検討してまいりたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうしますと、会議録に目を通したのですけれども、地域包括のほうでも在宅介護支援センターがなくなった場合のデメリットのほうが大きいという意見が多かったと思うので、ぜひ一気に廃止するというような方向性ではなくて、やはり各地域の現状をきちんと把握しながら段階的にというような形で進めていくべきと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） お答えいたします。

8月に行いました意見交換会におきましては、在宅介護支援センターから包括への引き継ぎの関係でいかがかというふうな御質問とか、それから利用者への懸念ということで多くの質問等をいただいたというところがございます。いずれ、先ほども申し上げましたが、まだ1回目の会議ということでございますので、今後の相談体制、どのようなものが一番いいかというふうなことも含めて検討してまいりたいというふうに思っています。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） ぜひ、そういう形で進めていっていただきたいと思います。特に、花泉や室根、川崎地域については、地域に在宅介護支援センターが1つしかないということで、かなり地域の人たちが不安になるのではないかと、不利益をこうむるのではないかとという意見がありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、この在宅介護支援センターを廃止するに当たっては、きちんと地域包括をどう充実させていくのかということも並行して示していかなければ、職員の方々からの大きな不安というのは解消されないと思いますので、この方向性をきちんと示していく必要があると思うのですが、この点についてはどのようなお考えでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 包括支援センター、それから在宅介護支援センターの方々との協議ということも必要でございますので、それらについては十分な説明、それから理解のもとに事業を進めてまいりたいというふうに思っております。ただ、先ほど来申し上げておりましたが、包括支援センターの設立当初の考え方から言えば、包括支援センターの人員体制が整った時点で在宅介護支援センターの見直しを図るといふ、これは第6期、第7期とも変わらぬ方針でございますので、今、議員から承った内容につきましても、十分その分についてもお聞きいたしまして、関係機関との協議を図ってまいりたいというふうに思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 包括支援センターの体制ですけれども、第7期計画によると包括の人員というのはそれぞれ1名が不足している状況ですね、3職種の中では。その3職種をそれぞれ1名増員していったら、3地域だと思うのですけれども、不足している包括が。その3名をふやしただけで、先ほど御紹介いただいた相談件数、年間3,774件を業務として包括が今やっつけていけるかという大きな不安がありますので、その件についても、職員の業務の圧迫とか利用者の不利益にならないように丁寧に進めていっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。この点については何か。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 今回の見直しの課題として上げられますことは、とにかく組合管内広いエ

リア内ということでございまして、それらの相談体制をどう構築していくかというのが大きな課題でございますので、それらも含めて包括支援センター、在宅介護支援センターの職員の皆さんとも十分協議を行ってまいりたいというふうに思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 協議だけではなくて、この会議録の中身で包括の方々が不安に思っているのは在宅介護支援センターの方々が地域で細やかに行っている相談業務について、どういう動きでやっているのかとか、具体的にそのノウハウをきちんと移行できるような指針を明確にしてほしいということもございましたので、協議だけではなくてそういった方向性も明らかにして、活用できる指針が必要だということでしたので、そういったシステムの構築も必要ではないかと思っておりますので、そこら辺についても協議しながら進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、第7期計画についてお伺いしたいと思います。

介護施設の経営状況などについては、いろいろ市町からの状況も伺っているというような御答弁でしたが、具体的に事業所からどのような要望が上がってきているのかお伺いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 山形介護保険課長。

介護保険課長（山形雅彦君） それぞれの事業所のほうから、こちらのほうで実地指導等にお邪魔する機会があるのですが、そういった際にお話を伺っております。事業所のほうからは、常時人を募集しているけれども、なかなか介護職員が集まらないとか、年度途中で募集をかけても新規の採用がとれないとか、そういった意見がほとんどでありまして、市のほうとしても組合と連携しながらやっているのですが、人材育成事業をやってもなかなか人の応募がないとか、そういったお話は聞こえてくる場所です。また、応募だけではなくて、細かいところで言うと、人材不足について採用するに当たり一番の理由が、事業所間の採用の獲得競争みたいな形のものがあるということでありまして、一部の事業所のほうで新たな設備を出した場合にそちらのほうに人材を奪われてしまうようなこともあると、そういった意見のほうもありました。大きいところはそういったことになっております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうした要望に対して、いろいろと人材確保などの資格取得に対しての支援なども行われているのですけれども、具体的にアンケート調査、どういうことをしてほしいのかと、行政に対してですね、そういったアンケート調査、ニーズ調査のようなことが必要なのではないかと思っておりますが、この点については何か計画はございますか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 介護人材の確保についての対策につきましては、一関市において介護人材確保奨学金事業、それから補助、それから介護従事者向けの研修等を開催しているということですが、それに対してのアンケート調査ということについては行ってないというところがございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 私が質問したのは、そういった人材確保のための事業も行われているのですけれども、具体的にそれだけではなくて、もっと事業者の要望をきちんと、困っていることだけではなくて、行政に対してどのようなことをしてほしいかというそうしたアンケート調査、

ニーズ調査が必要なのではないかと思っているところですが、そうした取り組みの方向性はないかどうかの質問でしたけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 事業所の経営、人材確保も含めて、構成市町、組合とも実際にお会いをして話し合いをしているということでございますが、事業者のほうからの御意見というのもこれ以上のものはなかなか出てこないというふうなことでありますので、現在のところ、アンケートについては考えてはいないということであります。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） それでは、高齢者認知症に対する支援についてお伺いします。

第6期に引き続き体制強化をしていくというような答弁でございましたが、例えば認知症に関する推進員などの動員というのは、具体的には何名ぐらいを考えているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 第7期の計画期間中における認知症地域支援推進員の増員につきましては、2名ほどとしてございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） この2名については既に増員されているのか、これからなのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 増員につきましては、第7期の計画期間中ということでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） この認知症に対しては、やはり見守りの体制がどう構築していくのかというのが大事な点だと思いますが、この見守りの体制づくりというのは可能なかどうかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 見守り体制につきましては、平成27年12月に構成市町が設置をいたしました徘徊高齢者SOSネットワーク事業によりまして、警察や消防、地域包括支援センターなどが連携して対象者の早期発見保護に取り組んでいるところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） これは具体的には、こういったところが主体になっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 先ほどのSOSネットワーク事業につきましては、警察や消防、地域包括支援センターなどが連携をしているという構成メンバーにより行っているというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうしますと、各地域包括ごとに現在、ネットワークがあるという状況なののでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） これにつきましては、一関市全体の中での組織という位置づけでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） やはり、高齢者認知症に対する見守り体制というのは、そうした大きな組織とはまた別に地域に必要なと思うのですが、地域でのそういった見守り体制というのは、そうするとどういう形で推進されていくのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 地域における見守りにつきましては、民生委員さん方をお願いしている分もございまして、先ほど説明をいたしましたそのほかの一関市の事業といたしましては、高齢者見守りネットワーク事業というものがございます。その協力者につきましては、金融機関、電気ガス業の燃料配達業、不動産業、郵便局、それから新聞店等々、金融機関等々に御協力をいただいで進めているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 現在、どれだけの登録がされているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） お答えいたします。

一関市にありましては55事業所でございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） そうしますと、この55事業所というのは一関市全域だと思うのですが、各旧町村単位にしたらどのような状況になっているのか今わかりますか。わかれば御紹介いただきたいと思いますが。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 地域ごとの集計というのは、ちょっと今お答えできないところでございますが、いずれ、全域に係る事業所の皆様に御協力をいただいでいるというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） この見守りが必要な方々というのが、民生委員や今言った電気やガスの事業所の方々、55事業所が登録されているということですが、大体何人ぐらいの方が見守り対象になっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） それぞれの事業所間によって対象とする方々がいらっしゃるということでございますので、それについては詳細な数字はつかんでおりません。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 事業所に民生委員等からその対象者というのが紹介されて訪問時に見守りという形になっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） この制度の内容につきましては、あくまでも協力事業者の皆様が自宅を訪問した際に、その際の見守りを行うという趣旨でございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） そうしますと、今、在宅介護支援センターの方々が支援が必要だというような方々を訪問しているのですが、そういった方々とはまた対象が別で、高齢者認知症に対してということに限ってもいないという状況の見守り体制なののでしょうか。事業所の顧客を回っているという状況のこれは体制ですよね。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） あくまでも訪問する事業者の方、顧客というような話がありましたが、そこを訪問していただいて高齢者の安否確認を行っていただいているということでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） それはそれで大事な地域の活動だとは思いますが、行政としては本当に見守りが必要な人をきちんと把握して、その体制を構築していくという手だてが課題ではないかと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 高齢者の皆様の見守りにつきましては、構成市町において民生委員さん方をお願いをしているという状況でございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 高齢者の方々を取り巻く状況というのは本当に厳しいものがありまして、3月の議会でも低所得などや介護保険料の増額などによって滞納による利用制限が27人いるという状況だったのですが、こうした利用制限を受けている方々に対して組合としてどのような対策をとられているのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 給付制限の方につきましては、特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合は、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1割、または2割である利用者負担が3割になったりする措置がとられます。納期限から2年以上経過した場合、利用者負担が3割負担に引き上げられるため、このような状態がないように、納付が難しいときは早めに相談をしてほしいとお知らせをしているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうしますと、3月議会で27名いるということだったのですが、この27名の具体的に相談というのは進んでいるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 山形介護保険課長。

介護保険課長（山形雅彦君） 相談については、こちらのほうで御案内を差し上げながら、個々の方に個別に事情を伺っているところでありまして、中で分納誓約をされる方、また、一括で納付をされる方ということで手続を進めているところでありまして、どうしても納められないという方も中にはいらっしゃいますが、法の理解の得られないような方も中にはいらっしゃいますが、基本的にはこちらのほうにおいでいただいて、分納誓約をとったり、あとは個別に納付のほうを勧奨したりというような手続を取らせていただいております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） そうすると、いろいろ相談されてきているということですが、現在、利用制限、3月議会では27名という状況でしたが、現在は何名になっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 現在におきましては28名となっております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 28名とふえている状況ですが、そうした案内などを出しながら、引き続き相談に乗っていくということだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

医療と介護の連携についてですけれども、医療現場や介護現場の方々の連携シートみたいなものもつくって新たな見直しを続けていくということだったのですけれども、現場からは在宅

医療と介護サービスの一体的な提供というのがなかなか進んでいないという声なども寄せられているのですけれども、その点について課題というのはどのように捉えているのかお伺いします。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 医療現場と介護現場との情報共有ということは、当初から課題ということで伺っているところでございます。そこで、一関医療と介護の連携連絡会議におきまして、情報共有シートというものを平成27年2月に作成をして、現在、運用をしているということでございます。これらについては、長い期間をかけてそれぞれの相互の事業所間の共有というものの仕組みをつくり上げたということで、大変意義のあるものであるというふうに思っております。これらについてさらに現場の声を聞きながら、これから改正なるものについてはそのような対応を図っていくということで聞いております。

**議長（小野寺道雄君）** 3番、岡田もとみ君。

**3番（岡田もとみ君）** そうした会議が持たれているということは、かなり有意義なことだと思っているのですけれども、特にそうした会議や研修をする上で、やはり在宅医療や介護サービス双方の状況を、まとめ役といいますか、そういったものの行政に対して強い要望があるのですけれども、この点についてはどう捉えていますか。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** このような制度のまとめ役ということでございますが、一関医療と介護の連携連絡会議の中には、医療機関の代表、医師とか看護師とか施設の代表の方々とか、行政の職員とか警察、消防も入っているかと思っておりますけれども、やはり行政ということだけではなくて、その枠だけではなくて、あらゆる業種の方々が相互に協力し合いながらこういう仕組みをつくっていく、それが最もよいのではないかと、そのように考えております。

**議長（小野寺道雄君）** 3番、岡田もとみ君。

**3番（岡田もとみ君）** 今の答弁の内容はよくわかるのですが、やはり行っても、いろいろ業務上忙しい方々なので、やはりそういった方々をまとめてそれぞれの連携役になってもらえればと、行政がですね、そういう立場に立ってほしいという要望がありますので、ぜひその検討をお願いしたいと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 議員おっしゃるような内容についても理解をするところではございますが、今後とも引き続き、あらゆる職種の皆様方、協力をして、現状をよく捉えた上で対応してまいりたいと、そのように考えております。

**議長（小野寺道雄君）** 3番、岡田もとみ君。

**3番（岡田もとみ君）** ぜひ、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

**議長（小野寺道雄君）** 岡田もとみ君の質問を終わります。

先ほどの千田良一君の一般質問の答弁について、村上事務局次長兼総務管理課長より発言の訂正の申し出がありました。この際、これを許します。

村上事務局次長兼総務管理課長。

**事務局次長兼総務管理課長（村上秀昭君）** 先ほど、指定廃棄物に指定されました焼却灰の保管について、福島県以外で当組合と同様の例はないと申し上げておりますが、環境省の資料によりますと、保管の形態の詳細は不明でありますけれども、最終処分場での保管に限らず他の施設での保

管も含めると、平成30年6月現在で岩手県以外では福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都の各都県で指定廃棄物に指定された焼却灰の保管をしているということを確認しておりますので、補足して訂正をさせていただきます。

**議長（小野寺道雄君）** 以上で一般質問を終わります。

**議長（小野寺道雄君）** 日程第4、報告第1号、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告についてを議題とします。

直ちに報告を求めます。

佐藤副管理者。

**副管理者（佐藤善仁君）** 報告第1号、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について、申し上げます。

本件は、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算のうち、一般廃棄物処理施設等整備調査事業について、1,483万4,000円を平成30年度に繰越明許したので報告するものであります。

**議長（小野寺道雄君）** 報告に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（小野寺道雄君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

**議長（小野寺道雄君）** 日程第5、認定第1号、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第6、認定第2号、平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

**副管理者（佐藤善仁君）** 認定第1号、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び介護保険特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

以上であります。

よろしく願いいたします。

**議長（小野寺道雄君）** 武田会計管理者。

**会計管理者（武田敏君）** 私からは、平成29年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算の概要について、総括的な説明を申し上げます。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

各会計歳入歳出決算総括表であります。

収入済額、支出済額及び収入支出差引額の欄をごらんください。

初めに、一般会計について申し上げます。

収入済額24億565万3,907円、支出済額22億4,790万4,739円、収入支出差引額は1億5,774万9,168円であります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、介護保険特別会計事業勘定であります、収入済額152億6,239万7,873円、支出済額149億1,346万7,359円、収入支出差引額は3億4,893万514円であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定であります、収入済額3,988万5,443円、支出済額3,574万4,093円、収入支出差引額は414万1,350円であります。

なお、実質収支額についてであります、ただいま申し上げました各会計の収入支出差引額から平成30年度に繰り越す事業の財源に充てるべき金額、これを差し引いた額が実質収支額となります。

一般会計において繰越事業がございますので、御説明を申し上げます。

34ページをお開き願います。

こちらは一般会計の実質収支に関する調書であります。

調書につきましては、千円単位で作成をしております。

表の区分、4、翌年度へ繰り越すべき財源、こちらの欄をごらん願います。

(2)の繰越明許費繰越額、こちらが1,483万4,000円となっております。これを差し引きました実質収支額は、1億4,291万5,000円というふうになります。

他の会計には繰越事業がございませんので、先ほど申し上げました各会計の収入支出差引額が実質収支額となります。

以上で決算の概要について、私からの説明を終わります。

よろしく願いいたします。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 私からは、平成29年度一関地区広域行政組合、決算の概要につきまして、主要な施策の成果に関する説明書により説明を申し上げます。

2ページをお開き願います。

まず、一般会計の決算について説明を申し上げます。

決算額につきましては、四捨五入による千円単位で説明を申し上げます。

(3)の歳入決算であります、1の分担金及び負担金につきましては、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額が18億6,822万8,000円、前年度比で167万円の増であります。

構成団体ごとの内訳につきましては、3ページの(5)に記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市17億4,542万4,000円、構成比は93.4%、平泉町1億2,280万4,000円、構成比は6.6%であります。

2ページにお戻り願います。

2の使用料及び手数料につきましては、使用料は、清掃センター敷地内に設置を許可しております自動販売機等の敷地料など、手数料は、一般廃棄物処理業等の許可申請手数料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料であり、決算額が2億930万2,000円、前年度費で218万8,000円の増であります。

飛びまして、8の諸収入につきましては、放射性物質に汚染された牧草の焼却に係る受託事業収入、東京電力原子力発電所事故損害賠償金、清掃センターにおけるアルミ、スチール、紙、ペットボトルなどの資源物等の売払金などであり、決算額が8,926万2,000円、前年度費で6,403万9,000円の減であり、牧草ペレット供給装置設置受託収入分で減となったものであります。

なお、東京電力原子力発電所事故損害賠償金につきましては、主に平成28年度の放射性物質対

策に要した損害賠償請求額の一部が賠償金として支払われたものであります。

3ページとなりますが、次に(4)の歳出決算であります。1の議会費は、組合議会議員報酬のほか、議員研修や会議録作成等の議会事務に要する経費であり、決算額が235万円、前年度費で39万円の増であります。

主要な事業につきましては、11ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

2の総務費は、主に組合広報の発行やホームページ管理など、組合運営に要する経費のほか、財政調整基金への積立てをしたものであり、決算額が1億6,011万6,000円、前年度費で1,897万9,000円の増であります。

主要な事業につきましては、11、12ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、財政調整基金の年度末現在高につきましては、後ほど財産に関する調書の説明において説明をいたします。

3の衛生費につきましては、火葬、ごみ処理、し尿処理に要する経費で、決算額が19億9,481万7,000円、前年度費で657万9,000円の減であります。

4の公債費につきましては、決算額が9,062万2,000円、前年度費で5,337万9,000円の減であります。

4ページをお開き願います。

(6)のアの目的別地方債残高につきましては、平成29年度末残高が2億8,355万7,000円であります。

14ページをお開き願います。

主要な事業について、説明を申し上げます。

生活環境対策費につきましては、主に清掃センター施設周辺住民との公害防止協定等に基づく業務に要したものであります。

黒丸の上から2つ目となりますが、公害防止等に関する会議等を開催し、定期的に稼働状況及び環境測定結果等の報告等を行った会議費であります。

次の一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断につきましては、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民の皆様の健康診断等を実施したものであります。

1つ飛びまして、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費につきましては、新たな一般廃棄物最終処分場の整備に向けて候補地選定委員会を開催したものであります。

15ページとなりますが、火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑の運営費及び施設設備の維持補修費であり、釣山斎苑及び千厩斎苑の火葬炉設備補修、千厩斎苑高圧電気設備の更新等を実施したものであります。

利用実績等につきましては、19、20ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

1つ飛びまして、一関清掃センター費のごみ焼却施設管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。施設設備の補修等につきましては、定期補修のほか、天井クレーン整備、2号築炉設備補修等を実施したものであります。

リサイクルプラザ管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。施設設備の補修等につきましては、プラント設備整備、搬送設備修繕等を実施したものであります。

16ページをお開き願います。

ごみ収集運搬事業費につきましては、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを委託により収集したものであり、粗大ごみ収集運搬事業費につきましては、平成24年度以降、隔年実施としているところであります。大東清掃センターにありましても同様であります。

廃棄物処理施設モニタリング事業費につきましては、廃棄物処理施設から発生した廃棄物の放射性物質濃度測定を専門業者に委託して実施したものであります。

1つ飛びまして、大東清掃センター費のごみ焼却施設管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。施設設備の補修等につきましては、定期補修のほか、砂分級装置修繕、天井クレーン整備等を実施したものであります。

17ページとなりますが、リサイクル施設管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。施設設備の補修等につきましては、不燃性粗破砕物運搬コンベア補修、粗破砕機整備等を実施したものであります。

2つ飛びまして、舞川清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。

指定廃棄物保管事業費につきましては、国の委託を受けて保管管理している8,000ベクレルを超える飛灰について、空間線量率測定を専門業者に委託して実施したものであります。

18ページをお開き願います。

花泉清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。

東山清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。

ごみ処理施設及び最終処分場の施設の概要等につきましては、21、22ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

23ページをお開き願います。

(2) のアのごみ搬入量実績につきましては、組合収集分と持ち込み分の合計が3万7,517.68トン、前年度費で352.74トンの減であります。

24ページから28ページは、種類別の搬入量実績であります。

29ページをお開き願います。

カの資源物の搬出状況につきましては、合計が3,678.3トン、前年度費で80.66トンの増であります。

30ページとなりますが、キの最終処分場埋立量につきましては、合計が5,188.81トン、前年度費で136.71トンの減であります。

なお、焼却灰のうち飛灰につきましては、引き続き遮水処理をして埋め立てをしているところであります。

戻りまして、18ページをお開き願います。

一関清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、し尿及び汚泥の処理並びに施設の維持補修等の経費であります。施設設備の補修等につきましては、前処理機整備、加圧ばっ気槽軸流ポンプ整備等を実施したものであります。

1つ飛びまして、川崎清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、し尿及び汚泥の処理並びに施設の維持補修等の経費であります。

施設設備の補修等につきましては、I Z循環ポンプ等設備整備を実施したものであります。  
33ページをお開き願います。

(2)の処理状況につきましては、合計が7万9,033.74キロリットル、前年度比で2,224.63キロリットルの減となっております。

以上が一般会計の決算であります。

次に、介護保険特別会計事業勘定の決算について、説明を申し上げます。

5ページをお開き願います。

(2)の歳入決算であります。1の保険料につきましては、決算額が26億2,207万4,000円、前年度費で3,234万1,000円の増であります。

2の分担金及び負担金につきましては、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額が21億3,696万8,000円、前年度費で1,573万1,000円の減であります。構成団体ごとの分担金の内訳につきましては、6ページの(4)に記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市20億1,558万4,000円、構成比は94.3%、平泉町1億2,138万4,000円、構成比は5.7%であります。

5ページにお戻りを願います。

次に、(3)の歳出決算であります。1の総務費につきましては、介護保険運営協議会の開催など、保険事業の総務的な業務や保険料の賦課徴収、要介護認定に係る調査及び審査に要する経費であり、決算額が2億7,639万7,000円、前年度比で3,465万3,000円の減であります。

主要な事業につきましては37ページに、認定者数につきましては43ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、2の保険給付費につきましては、決算額が137億4,444万円、前年度費で2億6,864万9,000円の増であります。

なお、介護サービス費等の給付実績につきましては38、39ページに、利用実績につきましては44、45ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

3の地域支援事業費につきましては、介護予防事業及び包括的支援等事業に要する経費であり、決算額が5億770万1,000円、前年度費で1億9,819万9,000円の増であります。

4の基金積立金につきましては、保険料及び基金利子を介護給付費準備基金に積立てしたものであり、決算額が2億8,185万2,000円、前年度費で7,005万7,000円の増であります。

6の諸支出金につきましては、過年度保険料還付金及び前年度の介護給付費等の精算に伴う国、県、構成市町への返還金であり、決算額が1億307万7,000円、前年度費で8,900万7,000円の減であります。

39ページをお開き願います。

主要な事業について、説明を申し上げます。

一般介護予防等事業費につきましては、手足の機能向上、口腔の機能向上、介護人材の育成などの事業について、構成市町に委託し、実施したものであります。

40ページをお開き願います。

包括的支援事業費につきましては、黒丸の上から3つ目となりますが、地域包括支援センター業務の委託について、社会福祉法人、医療法人及び一関市病院事業の5事業所に業務を委託して運営しているところであり、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護等を実施したものであります。

次の包括的支援事業業務の委託につきましては、介護等に関する総合相談業務等を20事業所に委託して実施したものであります。

41ページとなりますが、任意事業費につきましては、黒丸の上から2つ目となりますが、構成市町への委託により、認知症サポーター養成講座、配食・給食サービス、家族介護支援事業等を実施したものであります。

42ページをお開き願います。

1の介護保険料の賦課及び収納状況につきましては、特別徴収は、(1)の調定額24億4,190万6,700円に対し(5)の収納率は100%であります。

普通徴収は、(1)の調定額1億8,377万7,200円に対し(2)の収入済額は1億6,286万1,400円で、(5)の収納率は88.34%であります。

滞納繰越分は、(1)の調定額6,281万2,904円に対し(2)の収入済額は717万3,834円で、(5)の収納率は11.35%、(3)の不納欠損額は1,980万6,000円であります。

不納欠損の事由につきましては、(4)のとおりで、生活困窮が89.4%、所在不明が4.1%、死亡による相続放棄などが4.8%、転出が1.7%であります。

46ページをお開き願います。

4の介護保険事業計画と実績との比較につきましては、総合計で申し上げますが、計画値139億5,196万5,000円に対し給付実績は137億4,444万円であり、実績割合は98.5%であります。

以上が、介護保険特別会計事業勘定の決算であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定の決算について、説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

サービス勘定につきましては、一関西部地域包括支援センター及び一関東部地域包括支援センターが所掌する要支援1、2の利用者の介護予防支援計画、いわゆる介護予防ケアプランの作成管理をするものであります。

(2)の歳入決算であります。1のサービス収入につきましては、介護予防ケアプランの作成料であり、決算額が3,675万3,000円、前年度費で41万4,000円の増であります。

次に、(3)の歳出決算であります。1のサービス事業費につきましては、介護予防サービス計画の策定に係る事務費及び居宅介護支援事業所への介護予防ケアプランの作成委託費であり、決算額が3,262万6,000円、前年度費で64万8,000円の減であります。

事業実績につきましては、51ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が、介護保険特別会計サービス勘定の決算であります。

次に、財産に関する調書について説明を申し上げます。

決算書のほうの72、73ページをお開き願います。

72、73ページでございます。

1の公有財産の土地及び建物につきましては、建物の減のうち、行政財産は固定資産台帳において小数点以下の桁を整理したもの、普通財産は旧東磐職業訓練センターを一関市に譲与したことによるものであります。

74ページをお開き願います。

3の基金につきましては、財政調整基金の年度末現在高が2億2,910万6,000円、介護給付費準備基金の年度末現在高が5億2,372万3,905円であります。

以上で、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。

よろしくお願いたします。

**議長（小野寺道雄君）** これより質疑を行います。

決算認定議案でありますので、一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、時間は45分以内としますので、御留意願います。

岩渕優君の質疑を許します。

岩渕優君の質疑は、一問一答方式です。

5番、岩渕優君。

**5番（岩渕優君）** それでは、私のほうから質疑をさせていただきます。

まず、認定第1号、決算書の24ページ、3款2項1目の火葬場管理費についてであります、指定管理委託料が予算に対して減額となった理由について伺います。

2つ目は、認定第1号、同じく24ページ、3款3項1目のリサイクルプラザ管理費であります。これの施設運転管理委託料が予算に対して決算が減額となっておりますので、この理由についてお伺いします。

3つ目は、認定第2号、60ページ、3款1項1目介護予防・生活支援サービス等事業費であります。これは予算、決算大きく乖離しておりますので、この理由についてお伺いします。なお、本日、正誤表をいただいておりますので、それに基づいての御答弁をお願いをしたいと思います。

4つ目が60ページ、3款1項1目の一般介護予防等事業費であります。これも予算対比で減額となっておりますので、この理由についてお伺いします。

最後に、認定第2号、60ページの3款2項1目包括的支援等事業費、予算の中には項目として社会保障充実分というのがございましたが、決算にはその項目が見当たりませんので、これについて、内容について御説明を求めます。

以上でございます。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 岩渕優議員にお答えいたします。

まず、釣山斎苑及び千厩斎苑の指定管理についてであります、斎苑については、指定管理期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とし、民間業者との間で基本協定書を締結して指定管理を行っているところであります。

指定管理料については、基本協定書において別途年度ごとに定めることとしており、年度当初において定めた指定管理料は、前年3月から翌年2月までの実績及び燃料費などの価格変動に基づき、年度末に精算することとしております。したがって、平成29年度の指定管理料につきましても、前年度までの実績に基づいて、年度当初に算定した額を年度末に精算をしたものであります。

平成29年度の指定管理料が当初予算に対して減額となった主な理由については、灯油の価格変動に伴う減額によるものであります。

なお、その他増減の要因としては、火葬件数の実績が当初計画を上回り、収入が増となったことによる減額、斎苑利用料の減免実績が当初計画を上回り、収入が減となったことによる増額、これは生活保護該当者の利用料や野生動物の処分について無料としているためでございます。

次に、リサイクルプラザの施設運転管理委託料についてであります、計上した予算額は、従前からの長期継続契約のうち、平成29年4月分から6月分までの分の契約額とその後の平成29年7月分から平成30年3月分までは、平成29年7月に新たに契約することとしていた長期継続契約

に係る設計額の2つを合わせた額であります。平成29年7月から5年間の施設運転管理業務については、新たに契約を締結するための入札を行ったところであり、予算額と決算額の差はこの入札により減となったものであります。

次に、介護予防・生活支援サービス事業についてであります。介護予防ケアマネジメント費は、平成28年度までは介護予防支援費の一部として介護予防サービス費に計上し支出していたところですが、平成29年度からは、いわゆる新しい総合事業分として介護予防生活支援等サービス事業費に計上したところであります。

介護予防生活支援等サービス事業費の平成29年度当初予算への計上においては、平成28年9月の介護予防支援費の件数を参考に、新しい総合事業に移行すると見込まれる割合を算出して年間の件数を見込んだものであります。具体的には、平成29年度の介護認定の更新時に新しい総合事業に移行すると見込まれる割合や新規利用の見込みなどを試算し、移行する割合を65.2%と見込んだところであります。しかしながら、平成29年度の実績は、見込んだ割合の半分以下の31.2%となり、見込みとは大きく差が開いたところであります。

この乖離の理由については、住民が主体となって実施されるサービスBなどの多様なサービスの立ち上げによる新しい総合事業への移行が、当初の見込みよりも進まなかったことが主な要因と捉えているところでございます。

次に、一般介護予防等事業についてであります。組合では一関市及び平泉町への委託により、NPO法人や地域のボランティア団体など住民が主体となるサービスB、介護サービス事業所などの保健医療の専門職が行う短期集中予防のサービスC、そのほか、保健センターや地域の集会所などを会場に、健康教室や健康相談、認知症予防の普及啓発事業を実施しているところであります。

これら一般介護予防事業が予算と比較して決算が減となった理由については、一関市及び平泉町からは、新しい総合事業への移行にあわせ、住民や介護サービス事業所などに対して、住民主体によるサービスBや短期集中予防サービスCの事業実施を促し、多様なサービスの立ち上げを計画しておりましたが、地域のニーズが少ないことや実施主体の都合により事業の立ち上げまでに至らなかったことが要因と聞いております。

なお、金額で見た計画に対する実績については、一関市にあつては、地域のニーズがなかったことによる訪問型サービスBの立ち上げ運営支援費の減が46万8,000円、通所型サービスCの委託事業所の減が130万995円、介護予防普及啓発事業の減が162万4,646円などとなっており、平泉町にあつては、訪問型サービスCの事業所の立ち上げがなかったことによる減が112万円、介護予防普及啓発事業の減172万3,764円などとなったところであります。

次に、包括的支援事業についてであります。いわゆる社会保障充実分は、平成26年の消費税率の引き上げによる増収分を財源としており、平成27年度の介護保険制度の改正において、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域ケアシステムの構築のために新たに設けられたものであります。具体的には、在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の充実などの事業で、組合では当該事業を一関市及び平泉町へ委託しているところであります。

この社会保障充実分の決算額については、主要な施策の成果に関する説明書の40ページの黒丸の一番下にあります包括的支援事業に係る一般事務費に含まれており、その内訳は、一関市が496万9,532円、平泉町が64万9,162円、合計で561万8,694円であります。

主な事業内容について、一関市にあっては、一関市医療と介護の連携連絡会の開催、医療介護連携専門員に対する報酬、医療介護分野の研修会の開催、在宅医療介護連携フォーラムの開催など、平泉町にあっては、平泉町在宅医療介護連携推進会議、在宅医療介護関係職員研修会、在宅医療介護連携町民フォーラム、認知症カフェ、地域ケア会議の開催などであり、組合としてはこれからの事業の委託により、在宅医療介護の普及啓発や医療と介護の連携体制づくりと認知症対策事業を実施したものであります。

以上であります。

**議長（小野寺道雄君）** 5番、岩渕優君。

**5番（岩渕優君）** それでは、再質問させていただきますが、介護予防・生活支援サービス等事業費でありますけれども、これは平成29年度からの新規事業ということで予算のときに説明をいただいております。今回、決算で予算に対して決算は約49%という結果でございますが、主要な施策の成果に関する説明書の中にはこういうことをしましたということで実績の説明がございましたが、組合としまして、この平成29年度からの新規事業であるこの事業についての成果、決算は49%でございますけれども、成果はどのようなものがあったのか、それについてお伺いをしたいと思います。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 新しい総合事業に移行したものの、成果ということでございますけれども、残念ながら目標数値には達しなかったということではございますけれども、それぞれの地域の中に生活支援コーディネーター等の職員が出向きまして、それぞれの実情に応じた対応を図りながら、これらサービスの普及に努めてまいった結果ということでございますけれども、いかんせん、初年度ということもございまして、なかなか目標値に達しなかったものと、そのように考えてございます。

**議長（小野寺道雄君）** 岩渕優君の質疑を終わります。

次に、藤野秋男君の質疑を許します。

藤野秋男君の質疑は、一問一答方式です。

6番、藤野秋男君。

**6番（藤野秋男君）** 私も認定第1号について、一般会計についてお伺いをします。

3款3項1目と3款3款2目、清掃センターにかかわってでございます。

私の質問は、主要な施策の成果に関する説明書について行います。

24ページに数字が出ておりますけれども、この24ページの可燃ごみの搬入実績で1.1%とはいえ減になっておりますが、その主な理由を何と判断しているのかお伺いをいたします。

また、この下に、大東清掃センターへの持ち込みの中には一般ごみ以外に汚染牧草が含まれているというふうにただし書きがございます。この汚染牧草の処理状況についてもお答え願います。

次に、認定第2号、介護保険特別会計ですけれども、歳入の1款1項1目、第1号被保険者の保険料についてお伺いをします。

これも同じように主要な施策の成果に関する説明書の42ページですけれども、先ほど事務局長から説明がございました（3）の収入未済及び（4）の不納欠損についてお伺いをいたします。

収入未済の主な理由となった内容についてお答え願います。

不納欠損についてはここに理由が書いてございますが、生活困窮者の実態というのが一番多いわけですが、この生活困窮者の生活実態の把握をどのように行っているのか対応だったのかとい

うこと、あるいは収入未済、あるいは不納欠損においては、前年度のみならず過年度のものがかかり含まれているのではないかと思います。古いものの時期というものの、件数まではちょっと把握できないということでしたが、古いものはいつから対応しているのかお伺いをいたします。

それから、大変気になったのは所在不明というのがございます。所在不明、高齢者ですから施設に移ったということがあったにしても、所在不明で4.1%を含む18人という、この所在不明というのはなぜ起こり得るのか、行政側としては、これは探求できるのではないかなという思いからお伺いをいたします。

以上です。

**議 長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 藤野秋男議員にお答えをいたします。

まず、可燃ごみの搬入量実績についてであります。前年度に比べて370.18トン、1.1%の減となっております。搬入区分別に見ますと、清掃センターに直接持ち込まれる持ち込みで0.9%の減に対し、各集積所から計画収集する組合収集で1.3%の減となっており、組合収集の減少率のほうが大きくなっております。

可燃ごみ搬入量を年度末の人口で割った1人当たりの年間排出量は、平成28年度が256.68キログラム、平成29年度が257.65キログラムとなっており、1人当たり年間で0.97キログラムの増となっているところです。

一方、人口は平成28年度が12万7,879人、平成29年度が12万5,963人で、1年間で1,916人減少しており、この減少した人数に1人当たりの年間排出量を乗じると490トン程度の減となります。包装紙や定期刊行物のように人口に比例しない廃棄物もあることから、単純に計算したとおりではありませんが、可燃ごみの搬入量の減については人口減の要素が大きいものと捉えているところでございます。

次に、汚染牧草の焼却についてであります。当組合が一関市及び平泉町からの委託により、大東清掃センターで平成29年度までに焼却処理した放射性物質に汚染された牧草、いわゆる汚染牧草の量は、サイレージ牧草が3,954.4トン、ペレット牧草が495.39トン、合計で4,449.79トンであり、このうち平成29年度の処理量はペレット牧草426.54トンであります。

次に、平成29年度の第1号被保険者の介護保険料についてであります。収納対策については、納期限までに納付しなかった方に対し、まず20日以内に督促状を送付することとしております。それでも納付されない場合は、収納対策強化月間である5月及び12月に催告書を送付するとともに、構成市町と連携して電話催告及び訪問催告を実施しているところであり、年度末にも同様の催告を行っているところであります。

また、介護保険制度や保険料の納付方法などの周知を図る方法としては、翌年度に65歳を迎えられる方を対象に介護保険制度説明会を開催し、口座振替手続の案内のほか、介護保険料を納付しない場合には介護サービスを利用する際に受けられる保険給付が通常9割のところを7割に減額される給付制限があることについて、あわせて説明をしているところであります。

このほか、一度に納付が困難な方に対しては、介護保険課及び構成市町の担当窓口において分納相談を行い、分納誓約書により計画的に納付していただいているところであります。

収入未済のうち、最も古い年度のものはいつの年度かとお尋ねについてですが、平成20年度分の収入未済が最も古い年度となっております。

不納欠損の事由としているもののうち、生活困窮に区分する場合の取り扱いについては、例え

ばその世帯で住民税等に滞納があり納付が困難な方、年金受給額が少ない方、負債がある方、家族から援助が受けられない方、分納誓約を行ったが、状況が変わり納付が困難になった方などの場合としております。

生活困窮者への対応については、分納相談などを行った際に世帯の状況等に応じて生活保護制度や他の福祉サービスを紹介するなど、構成市町の福祉担当課と連携して対応しているところで

す。

次に、不納欠損の事由としているもののうち、所在不明とする場合については、例えば転出先の市町村からさらに転出するなどし、所在確認に至っていないケースや住民登録地に居住実態のない方、既に死亡しその相続人が不明の方、外国に帰国した方などの場合であります。

所在不明となった方の状況把握については、構成市町と連携しながら、可能な限り所在地の把握を行い、収納の確保に努めてまいります。

以上です。

**議 長（小野寺道雄君）** 6番、藤野秋男君。

**6 番（藤野秋男君）** ありがとうございます。

先ほども汚染牧草の話は一般質問の中でもございましたけれども、現在、ペレット処理というものの状況がございましたが、混焼もしているというのが実態でしょうけれども、モニタリングで調査した場合、高い部分ではどういう数字が現れているのか、現状をお伝えしたいと思います。昨年度でいいです。

**議 長（小野寺道雄君）** 橋本事務局次長兼大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

**事務局次長兼大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長（橋本雅郎君）** 焼却後の焼却灰の濃度ということでお答えいたしますけれども、セシウム137とセシウム134合計で高いものについては1,600程度というところで記憶してございます。

**議 長（小野寺道雄君）** 6番、藤野秋男君。

**6 番（藤野秋男君）** 傾向としては減衰なっていくと思うのですが、1,600というふうな高い数字というのは、混焼の段階で恐らくモニタリングしているという中で判断していると思うのですが、全体に占める割合というのはどうでしょうか。ごく一部なのか、全体の10%とか20%、混焼している中でどれぐらい、こういう高いのが含まれているのかというふうな数字というのはつかんでいるのでしょうか。というのは、混焼するときの量に影響してくるわけですから、その辺はつかんでいると思うのですが。

**議 長（小野寺道雄君）** 橋本事務局次長兼大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

**事務局次長兼大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長（橋本雅郎君）** 基準につきまして、キロ当たり4,000ベクレルの数字となつてございますけれども、全体の測定値でございますけれども、キロ当たりおおむね1,000から1,600ベクレルというようなところで推移しているところでございます。

**議 長（小野寺道雄君）** 6番、藤野秋男君。

**6 番（藤野秋男君）** 推移しているということは、なかなか思うように下がっていないというふう

に判断していいのですかね。

それから、1番、2番ちょっと逆になりましたが、最初に聞いた減になった理由というのは、人口減が大きかったということの説明でしたが、残念ながら1人当たりにすれば若干ふえているというのが実態ということでは、ちょっと深刻だなという思いをしています。その辺について、

構成市町との対応といたしますか、対策をやった経過があるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 対策ということでございますが、一関市においては有価物の集団回収事業補助、生ごみ減量機器購入補助というものも行ってございますし、平成26年度には古着の回収が開始されましたし、平成29年度には食品ロス対策を行ったということでございます。当組合といたしましては、平成25年度に小型家電の回収開始、それから平成29年度に雑紙回収の簡素化を図ったと、このような内容でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 深刻だと思うのですよね。今、こういう状況の中で焼却施設を選定しよう、建設しようという時期です。構成市の一関は10%を目標に減量するのだという努力をしようとしている状況にあると思うのですが、結果としては1人当たりですればふえているというこの深刻な状況を、やはり組合と構成市町との認識を一つにして進めなければいけないと思うのです。そういう面では、組合がしっかり今の状況を構成市町に発信する必要があるのではないかなと。今の局長の話では、この間とってきた協議の内容ですが、今のこういう深刻な状況に対して、私はどういう協議をなされたのですかというふうにお伺いしているわけです。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ごみの排出量についてでございますが、当組合といたしましては、今年度、一般廃棄物の基本計画の改定ということで考えてございます。この計画につきましては、社会経済情勢の変化とともに年々変化する一般廃棄物の現状を踏まえて、排出から処理、処分状況までを見通し、長期的、総合的視点に立って、ごみの排出抑制及び発生から最終処分に至るまで及び生活排水の適正な処理を推進するために必要な基本的事項を定めるということにしております。将来推計の数字の精査についても、構成市町と入念に協議を行いまして、将来推計等を図ってまいりたいと、そのように考えております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） やはり、平成29年度実績をしっかり認識をして、ぜひ対策を講じていかないと減らないと。ですから、抜本的な対策というものを市民挙げて取り組めるような、そういう状況をもう少し組合からも発信していただきたいと思っております。

それから、認定第2号のこの収入未済に対する対応ですが、収入未済の主な理由という部分でお伺いしましたが、もう一度この収入未済の主な理由、対応はわかりました。主な理由をどのように把握したのか、もう一度お伺いします。

議長（小野寺道雄君） 山形介護保険課長。

介護保険課長（山形雅彦君） 主な理由につきましてはですが、不納欠損同様、一番多いのは生活困窮ということで、なかなか生活の中で保険料が支払えないという方が多いというような実態でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 私も恐らくそうだろうと思います。であれば、当然、先ほど事務局長が話したように、保護世帯、あるいは生活保護受給者への移行ということも往々にしてあるのかなという思いをしているのですが、先ほどは構成市町とそういうふうな連携をとってというのはございました。それは恐らく収入未済でも低所得者に対して対応しているのだろうと思うのですが、低所得であるが故に生活保護に移ったという事例はございますか。

議長（小野寺道雄君） 山形介護保険課長。

介護保険課長（山形雅彦君） 実際に、過年度分だけではなくて現年度の保険料についても、分納誓約というような形で対応しているところがございます。その中で、どうしても厳しい方について、実例として確かに生活保護に移られた方というのもついでこの間でありましたが、1件ほどございました。ちょっと全体の数については、これまでの数についてちょっと把握はしていないところではあります、今年に入ってから1件ということで記憶してございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） この件数からして1件あったというのは、本当に深刻な方にやむを得ず、これは生活保護だなという対応をしていただいたのかなと思うのですが、恐らく分類で低所得者と言える多くの方々が生活保護基準よりも下回った形で分納誓約をせざるを得ない、それは後々の給付制限につながるわけですから必死になって支払うという状況があるわけですが、生活保護であればそこは憲法が保障する中身が変わっていくわけなので、もっともっと私はふえていいのではないかなという思いをしているのですが、わずか1件というのは、今年度の話のようですから前年度はなかったという判断をしますと、私は対応にまだまだ不十分さがあるのではないかなという認識をしているのですが、どれほど構成市町とこの収入未済、いわゆる滞納者の方々に対して真剣にそういう形で、収納率を上げるといことのみならず、生活を守るという形で相談に乗ったのかという部分で御紹介いただきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 介護保険料の納付につきましては、介護保険課、それから構成市町の担当課の窓口において分納相談等を行っているということではございますけれども、それとあわせて、生活保護につながるような方については、本人や家族と話し合いを行いながらその対応について協議をする場面もございます。実際、議員お尋ねの生活保護につながった例といたしましては、御家族の方、御本人と協議をして、社会福祉協議会、それから市の福祉等への相談をしながらつなげたということもございますので、いずれ、今後それらの方々に対して細かい面にも注意を配りながら対応してまいりたいと、そのように考えております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひお願いしたいと思います。よく言われることは、納税の平等といいますか、言われて、払えない、苦しい人までが頑張って支払うと、納税している人たちがいるのだということを理由に分納誓約とか、そういったことがついつい重い負担につながっているという例は多々ございます。ですから、行政の最大の仕事は、やはりそういった生活困窮に至らない対応というのをまずは基本にするということで、生活困窮者、あるいは滞納者などに対しては、ぜひ今後も手厚く対応した中で十分、分納誓約が生活を脅かさないという状況の中で今後も対応していただきたいと思います。

以上です。終わります。

議長（小野寺道雄君） 橋本事務局次長兼大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

事務局長兼大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長（橋本雅郎君） 先ほどのごみに対する混焼割合というところで御質問があったかと思っておりますけれども、全体の5%程度の混焼率で焼却をしているところがございますので、追加で答弁をさせていただきます。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質疑を終わります。

議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

以上で、質疑を終わります。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、認定第1号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(小野寺道雄君)** 起立満場。

よって、認定第1号は、認定されました。

次に、認定第2号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(小野寺道雄君)** 起立満場。

よって、認定第2号は、認定されました。

午後3時50分まで休憩します。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時50分

**議長(小野寺道雄君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第11号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)の専決処分についてから、日程第9、議案第13号、平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)まで、以上3件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

**副管理者(佐藤善仁君)** 議案第11号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)の専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、舞川清掃センターに一時保管している焼却灰の移設経費について、平成30年度一般会計補正予算(第1号)を専決処分したものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、6,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億3,819万6,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

歳出の目的別補正額は第1表のとおりで、衛生費6,400万円を増額いたしました。

また、歳入につきましては、国庫支出金6,400万円を増額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、議案第12号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費の追加及び平成29年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、1億4,320万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億8,139万9,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、総務費1億2,670万6,000円、衛生費1,649万7,000

円を増額いたしました。

また、歳入につきましては、財産収入28万9,000円、繰越金1億4,291万5,000円を増額し、繰入金1,000円を減額いたしました。

3ページとなりますが、第2表、繰越明許費につきましては、一般廃棄物処理施設等整備調査事業について繰越明許しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第13号、平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定においては、平成29年度保険給付費等の精算に伴う国庫支出金等の返還金及び平成29年度決算剰余金の計上など、サービス勘定においては、平成29年度決算剰余金の計上について、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の補正額は、3億4,107万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億928万7,000円といたしました。

また、サービス勘定の歳入歳出予算の補正額は、414万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,094万5,000円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。

よろしく願いいたします。

**議 長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** 議案第11号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、補足説明を申し上げます。

別紙の専決処分書をごらん願います。

専決処分を行いましたのは、平成30年6月20日であります。

まず、歳出について説明をいたします。

予算書の4ページをお開き願います。

3款3項3目舞川清掃センター費の指定廃棄物保管事業費につきましては、平成23年7月から同年8月までに発生した焼却灰のうち、国が処分することとされ、舞川清掃センターに一時保管している1キログラム当たり8,000ベクレルを超える飛灰の一部29.3トンについて、その保管場所が、今後発生する焼却灰の埋め立てに支障となることから、この飛灰を敷地内の他の場所に移設するための業務委託料であります。

現在の一時保管場所には、これから発生する焼却灰の埋立てを本年12月ころから開始する予定でありますことから、移設の方法や時期などについて国と協議を行い、11月までに移設を終えることとして7月24日に業務を発注したところであり、業務の履行期間が4カ月ほどと見込まれましたことから、専決処分を行ったものであります。

なお、移設作業の概要であります。掘削した飛灰を遮水性のあるコンクリートボックスに入れて移設するものであり、飛散防止のため仮設テントを設置して作業を行っているところであります。

移設する飛灰については、指定廃棄物指定申請をすることとしております。

次に、歳入であります。3款2項委託金につきましては、説明しました歳出に係るものであ

ります。

次に、議案第12号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出について説明をいたします。

予算書の11ページをお開き願います。

2款1項1目総務管理費の財政調整基金積立金につきましては、平成29年度決算剰余金と、これに加えて財政調整基金から生じる利子を積み立てるものであります。これにより、財政調整基金の平成30年度末残高は、前年度末に比べて3,004万円減の1億9,906万円ほどとなる見込みであります。

3款1項1目衛生総務費の一般廃棄物処理施設等整備調査事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地について、有識者からなる整備候補地の選定のための委員会を設置するとともに、専門業者に候補地選定業務を委託して進めるものであり、具体的には、選定委員会において設定した評価項目や基準に基づき、専門業者が適地を絞り込むという作業を繰り返し、一関市及び平泉町の範囲から最終的に3カ所から5カ所程度の候補地を抽出するというものであります。

また、一般廃棄物最終処分場整備候補地の選定については、平成29年度から繰越明許して執行しているところでありますが、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地の選定と並行して進めることとしたことから、本年度中に執行が完了しないと見込まれる事業費を新たに計上したものであります。

なお、候補地の選定は、平成31年度の10月ころの期間を要するものと見込まれますことから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、歳入につきましては、10ページとなりますが、4款1項財産収入及び7款1項繰越金につきましては、説明しました歳出に係るものであります。

6款2項特別会計繰入金につきましては、これまで一般会計において介護保険特別会計サービス勘定の決算剰余金を繰り入れしてきたところですが、介護保険特別会計において平成29年度から実施しております介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業の事業費の精算において、サービス勘定の収支を含めることとされましたことから、サービス勘定の平成29年度決算剰余金は事業勘定に繰り入れることとし、減額するものであります。

次に、議案第13号、平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳出について説明をいたします。

予算書の16ページをお開き願います。

1款1項1目総務管理費の一般事務費につきましては、介護保険法改正に伴い、介護保険事務支援システム等のシステムを改修するものであります。

2款1項1目介護サービス費及び17ページの3款1項1目介護予防・生活支援サービス等事業費の財源振替につきましては、平成29年度保険給付費の精算により生じた社会保険診療報酬支払基金への返還金相当額を平成30年度事業費に充当するものであります。

4款1項1目基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、平成29年度保険給付費等の精算により生じた保険料と、これに加えて介護給付費準備基金積立金から生じる利子を積み立てるものであります。これにより、介護給付費準備基金の平成30年度末残高は、前年度末に

比べて2億571万円増の7億2,944万円ほどとなる見込みであります。

6款1項1目諸支出金の過年度保険料還付金につきましては、納付済みの保険料について、納付義務者の死亡により相続人から還付口座の回答が平成29年度内に届かなかったことなどにより還付できなかった保険料を計上するものであります。

18ページをお開き願います。

介護給付費負担金等精算返還金、地域支援事業交付金等精算返還金及び事務費分担金精算返還金につきましては、平成29年度保険給付費及び事務費等の精算により生じた国県支出金及び構成市町分担金を返還するものであります。

次に、歳入について説明をいたします。

戻りまして、14ページをお開き願います。

5款1項支払基金交付金及び7款1項財産運用収入につきましては、説明いたしました歳出に係るものであります。

8款1項介護給付費準備基金繰入金につきましては、平成29年度保険給付費等の精算により生じた保険料を決算剰余金として計上することから、当初予算の歳出に計上しておりました過年度保険料還付金の財源分を減額するものであります。

15ページとなりますが、2項サービス勘定繰入金につきましては、サービス勘定の平成29年度決算剰余金を繰り入れるものであります。

9款1項繰越金につきましては、平成29年度決算剰余金であります。

次に、サービス勘定の歳出について御説明をいたします。

20ページをお開き願います。

2款1項1目一般会計繰出金につきましては、平成29年度決算剰余金分の繰出金を減額し、2目事業勘定繰出金において事業勘定に繰り出すものであります。

歳入についてであります。3款1項繰越金につきましては、平成29年度決算剰余金を計上するものであります。

以上であります。

よろしくお願い申し上げます。

**議長（小野寺道雄君）** これより質疑を行います。

6番、藤野秋男君。

**6番（藤野秋男君）** 一般会計補正予算（第1号）の中で、説明を受けました指定廃棄物の移設について係る経費ということで委託料が提案されましたが、この委託先への住民説明、あるいは現在保管してある舞川地区への説明というのは既に行ったのか、もしくはその必要性がないのか、あったとすれば住民の理解はどうだったのか、その辺について御紹介をお願いいたします。

**議長（小野寺道雄君）** 尾形事務局長。

**事務局長（尾形秀治君）** お答えいたします。

舞川清掃センターの場内移設に係る住民への説明ということでございますが、舞川清掃センターには舞川清掃センター運営委員会という組織がございます。その委員会を、平成30年3月に第1回に運営委員会を行いまして、場内移設状況の説明と移設に係る住民説明会の開催についてということでお諮りをしたところでございます。その後、平成30年4月24日から4月27日にかけて住民説明会を舞川5区、7区、8区、9区の皆様方に行ったところでございます。その後、5月には第2回の運営委員会を行いまして、住民説明会の内容を説明して、その移設についての了承

をいただいたところでございます。平成30年7月には第3回の運営委員会を開催いたしまして、移設業務の概要を説明し了承いただいたと。

そのほか、周辺住民の皆様への周知といたしましてチラシの発行を行いました。5月10日には住民説明会で出された主な意見、質問等について、7月10日には未指定廃棄物の移設業務の概要について、それから9月6日には未指定廃棄物の移設業務契約の概要と今後のスケジュール、それから9月25日には仮設テント見学会及び業務説明会の案内ということでお知らせをいたしまして、来年の16日に仮設テントの見学会と業務内容の説明会を開催するという御案内を差し上げているところでございます。

議 長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） ありがとうございます。

今、説明の中で、一部住民から質問があったということですが、住民からの質問、差し支えなければ、どういう御意見があったのか、御紹介お願いいたします。

議 長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 住民説明会の中での御意見、ご質問ということでございますが、一つには今まで未指定のまま一時保管をしていた理由は何かというふうなことが話されました。今回、移設を計画している未指定廃棄物につきましては、埋設による一時保管実施後に国の実証事業が実施されたということから、事業実施の際に既に埋設されている状態の未指定廃棄焼却灰を掘り起こすことのリスクを考慮し、埋設したままの安全な状態で一時保管をすることといたしました、国への指定申請については国と継続して協議し、しかるべき時点で行うという考え方で進めてまいりましたというような内容でございました。

それから、あとは先ほども御質問にはありましたが、いつまで保管をするのかということでございます。運営委員会の開催につきまして、あとは住民説明会の開催にも環境省の職員の皆さんにも出席をいただいて、この件については環境省の職員の方から回答をいただいたという内容でございます。

議 長（小野寺道雄君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は、個別に行います。

まず、議案第11号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第11号は、承認されました。

次に、議案第12号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(小野寺道雄君)** 起立満場。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

**議長(小野寺道雄君)** 日程第10、議案第14号、和解についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

**副管理者(佐藤善仁君)** 議案第14号、和解について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成24年度から平成26年度までに実施したものに係る損害賠償請求に関し、あっせんの申立てを行った原子力損害賠償紛争解決センターから和解案の提示を受け、東京電力ホールディングス株式会社と和解しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

**議長(小野寺道雄君)** 尾形事務局長。

**事務局長(尾形秀治君)** 議案第14号、和解について、補足説明を申し上げます。

参考資料の2ページ、参考資料ナンバーの2、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案についてをお開き願います。

1の事案の内容であります。本件は、当組合が東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成24年度から平成26年度までに実施したものに係る損害賠償請求を行い、同社が損害賠償請求に応じない費用について、平成28年3月24日に組合議会の議決を経て原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行い、同センターから和解案の提示があったことから、これを受託し、和解しようとするものであります。

2の和解の相手方につきましては、東京都千代田区内幸町1丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社、代表執行役社長、小早川智明であります。

3の経過について説明を申し上げます。

(1) 当組合はこれまで、平成23年度平成29年度までの放射性物質による影響対策に要した費用について、第2次から第10次請求まで合わせて1億5,168万円余の賠償請求を行ってまいりました。

(2) 当組合は、第4次請求までの平成23年度及び平成24年度分のうち、東京電力が当該請求に応じない費用について、紛争解決センターに対してあっせんの申立てを行い、同センターからの和解案の提示を受け、平成27年10月に申立額2,672万円余に対して1,200万円の損害賠償の支払いを受けることで和解したところであります。

次に、(3) 当組合は、第5次から第7次請求までの平成24年度から平成26年度分のうち、東京電力が当該請求に応じない費用について、県及び県内市町村等と強調しながら、平成28年4月に紛争解決センターに対してあっせんの申立てを行ったところであります。

6ページの参考資料ナンバー3-1をお開き願います。

これは平成28年3月24日に議決をいただきました、あっせんの申立ての議案であります。

現在の申立額につきましては、3の(1)申立ての趣旨の括弧書きに、相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合、当該合意額等を除いた額としております。

1ページをお開き願います。

現在の申立額は、損害賠償請求額の合計欄3,689万円余の申立額から、右側の欄の合意額455万円余を除きまして、右側の欄の3,234万円余となっているところであります。

2ページに戻りまして、(4)当組合は、あっせんの申立てを行った3,234万円余について、紛争解決センターからの照会に応じ、追加資料や全額損害賠償されるべきとの組合の考えを意見書として提出したところであります。

(5)紛争解決センターは、平成30年5月16日に東京電力は840万円の損害賠償金を支払うとする和解案を提示しました。これに対して東京電力は、和解案の再考や回答期限の延長を求める上申書を同センターに提出しましたが、平成30年8月9日に同センターから回答の催告通知がなされ、平成30年8月15日付文書で同社が受諾の意向を表明したとの連絡があったところであります。

3ページとなりますが、この表は、これまで組合が東京電力に請求し、受領した賠償金の一覧であります。

平成24から平成26年度分、第5次から第7次が今回の和解案の対象であり、詳細につきましては、1ページの参考資料ナンバー1に記載のとおりでありますので、お目直しをお願いします。

その下が平成27年度分の第8次から第29年度の第10次までの請求分であります。現在、東京電力と交渉を行っておりますが、支払いに応じない場合は、紛争解決センターへのあっせんの申立てを要するものと考えているところであります。

4のセンターから示された和解の内容につきましては、(1)東京電力は、当組合に対し、和解金として840万円の支払い義務を負うこと、(2)東京電力は、(1)の金員を当組合に対し、本和解成立後14日以内に一括で支払うこと、(3)本和解に定める金額840万円を超える部分については、本和解の効力が及ばず、当組合が東京電力に対して、別途損害賠償請求をすることを妨げないこと、(4)本和解に定める金額に係る遅延損害金について、当組合は、東京電力に対して別途請求しないこと、(5)本和解に関する手続費用は、各自の負担とすることという内容であります。

5の紛争解決センターの和解額算定の考え方につきましては、(1)事業費について、損害賠償請求した事業費が、国の示した基準やガイドラインに沿うものか否かを問わず、原発事故との相当因果関係により判断されるとし、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民健康診断費及び端数処理された額を除き、相当因果関係がある損害と認めたところであります。

同センターの見解を説明申し上げます。

まず、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民健康診断費については、内部被ばくに関する検査であれば相当因果関係が認められるが、実施した健康診断での検査項目は一般的なものと差がないことから、対象外としたというものであります。

次の、国のガイドラインに定める測定回数を超えるなどの放射性物質濃度測定費等は、一般廃棄物処理施設に対する住民不安の解消を図るという事情は理解するが、事故発生から時間が経過していること、放射線量が高いとは言えないことから、寄与度を70%としたというものであります。

次の、川崎清掃センター敷地の除草費は、必要性は認められるものの、4ページをお開き願います。事故発生前に無償で除草してもらっていたものを事故後に経費を支払って除草したとしても、損害賠償として全額は認められないことから、寄与度を70%としたというものであります。

次の、一関清掃センターの被害保管容器設置工事費は、放射性物質濃度が1キログラム当たり

5,600ベクレルを超え8,000ベクレル以下の飛灰の保管経費であり、最終処分場に埋立てしないこととした事情は理解するが、基本的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律の維持管理基準を遵守すれば放射能が漏れ出す可能性はないことから、寄与度を50%としたというものであります。

次の、大東清掃センターの汚染牧草熱灼減量試験費は、試験実施に法的義務はなく、試験の要否の判断は裁量によるものであることから、寄与度を50%としたというものであります。

次の、舞川清掃センターの浸出水ろ過に使用する活性炭交換費は、一般廃棄物処理施設に対する住民不安の解消を図るという事情は理解するが、事故対応のために活性炭吸着塔が絶対に必要な装置だとは認められないことから、寄与度を50%としたというものであります。

次の、端数処理につきましては、被害者の迅速な救済を使命とする和解仲介手続の性質上、申立人の個別の立証負担を軽減していることとの均衡上、各損害項目の損害の端数は10万円単位、または10万円に満たない場合は、1万円単位で切り捨てるというものであります。

(2) 人件費につきましては、勤務時間外に事故対応業務を行った時間外勤務手当の全額が認められているほか、本件事故対応業務を勤務時間内に行った結果、通常業務を勤務時間外に行わざるを得ない分について、いわゆる押し出し時間外が損害として認められるものであります。

ただし、勤務時間内に行った事故対応業務の人件費相当額については、地方公共団体の人件費に係る損害賠償事件について、常勤職員の給与等の勤務時間内の人件費が損害とは認められないとの判例により、原発事故の有無にかかわらず、組合が支給すべきものと判断され、組合の主張した全額をそのまま損害として認めることは困難であるとの説明を受けたものであります。

繰り返しになりますが、時間外勤務については、業務内容が原発事故対応業務であっても、通常の業務であっても、原発事故対応によって増加した分の時間外勤務手当は認めるが、勤務時間内の人件費は、原発事故による追加経費ではないという見解であります。

次に、5ページとなりますが、紛争解決センターが提示した和解案について、損害項目ごとに説明を申し上げます。

1、職員人件費につきましては、申立額1,422万余に対して和解案は160万円であります。内訳については、直接時間外勤務手当であります。

2、検査・測定費用につきましては、申立額101万円余に対して和解案は70万円であり、放射性物質濃度測定費の70%が損害と認められたものであります。

3、その他放射線影響対策に要した費用につきましては、申立額1,711万円余に対して和解案は610万円であり、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民健康診断費以外について、その70%、または50%が損害として認められたものであります。

なお、各項目とも10万円未満が切り捨てとなっており、合計で申立額3,234万円余に対して和解案は840万円、申立額に対する割合は26.0%であります。

以上が同センターから提示された和解案の内容であります。

6の和会の提案理由につきましては、今回提示された和解案については、地方公共団体の人件費に係る損害賠償事件の判例及び紛争解決センターが考える原発事故との相当因果関係等から判断されたものであり、当組合としては十分な内容とは言いがたいものの、和解契約書中に、本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、一関地区広域行政組合が相手方に対して、別途損害賠償の請求をすることを妨げないとの項目があることから、同センターから提示された和解案を受諾し、和解することが適当と判断するものであります。

また、今後、和解案に示された和解金に含まれていない2,394万円余については、今後の紛争

解決センターの総括基準や判例等の状況を見ながら、再度、同センターへのあっせんの申し立てを検討してまいりたいと考えているところであります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

**議長（小野寺道雄君）** これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（小野寺道雄君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（小野寺道雄君）** 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第14号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（小野寺道雄君）** 起立満場。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

**議長（小野寺道雄君）** 以上で、議事日程の全部を議了しました。

**議長（小野寺道雄君）** 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 第37回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平成29年度決算並びに平成30年度補正予算等の議案につきまして、慎重なる御審議を賜りましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

私は、決算は、組合運営に対する評価が問われるもので大変重要なものであると認識しております。

平成29年度においても、一関市及び平泉町が当組合において共同処理することとした一般廃棄物処理並びに介護保険等の事務について、構成市町と連携しながら実施してまいったところでございます。

一般廃棄物処理においては、通常業務に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因して発生した放射性物質に汚染された牧草の焼却処理を引き続き行うとともに、また、介護保険においては、高齢化に伴い増加している要介護者の適切で円滑な認定及び保険給付等により介護サービスの推進を行ってきたところでございます。

本日、ここにその取り組みの成果である決算につきまして、議会の認定をいただきましたことに対しまして、改めて心から御礼を申し上げたいと思います。

本定例会で議員各位から頂戴いたしました一般廃棄物処理並びに介護保険制度に対する貴重な御意見、御提言につきましては、これをしっかりと受けとめ、今後の組合運営に生かしてまいりたいと思います。特に廃棄物の減量化については、資源・エネルギーが循環するまちの実現に向けて、構成市町とともに積極的にこれに取り組んでまいりたいと思いますので、議員各位には今後も一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。第37回定例会閉会に当たりましての御

挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**議長（小野寺道雄君）** 第37回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、平成29年度一般会計及び介護保険特別会計決算など、当局提案7件の議案について、終始慎重な審議をいただき、全ての議案の議決を決定いたしました。これもひとえに、議員各位の御協力と、管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、議員各位におかれましては、一般質問、議案審議等を通じて直面する課題について当局の考えをただし、議論を深めていただいたところではありますが、各議員から開陳された提言等については、今後の広域行政組合運営において重きを置かれ、速やかに取り組まれますよう望むものであります。

広域行政組合の業務は、住民生活に密着しているからこそ、市民、町民皆様の御理解、御協力が不可欠であり、そのためには当局とともに我々議員もしっかりと説明責任を果たしていくことが肝要であります。

廃棄物処理施設などの衛生事業及び介護保険事業にありましては、早急に検討すべき課題が山積しておりますことから、市民、町民の福祉の増進のため、組合当局のさらなる御尽力をお願いしますとともに、議会といたしましても、今後一層努力をしてまいらねばならないものと思うところであります。

結びに、今議会の運営に御協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に感謝を申し上げ、挨拶といたします。

**議長（小野寺道雄君）** 以上をもって、第37回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時37分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 小野寺 道 雄

一関地区広域行政組合議会議員 岡 田 もとみ

一関地区広域行政組合議会議員 菅 原 巧